

# 第5次大分県緑化基本計画

(平成25年度～平成34年度)



平成25年3月

大分県

第5次大分県緑化基本計画

(平成25年度～平成34年度)

大分県

## はじめに

近年、地球環境問題を背景とした自然環境保全の意識が高まる中、開発や社会情勢変化に伴う生態系の破壊、かく乱が懸念されています。こうした中、森林や公園、街路、社寺林などのみどりは、生活に潤いと安らぎを与えるだけでなく、生物多様性において重要な構成要素となっています。

私たちの大分県は、古くから「豊の国」といわれるように、美しい森林や海岸など全国に誇れる豊かな自然風土に恵まれており、県民にとってかけがえのない財産となっています。こうした中、平成20年5月に鹿児島市で開催された第131回九州地方知事会において九州の森林を真に活力あるものとし、その多面的機能を高度に発揮させるための「九州の森林づくりに関する共同宣言」が行われるなど、森林を守り育て、未来に引き継ぐための取組を推進することが求められています。

この美しい自然環境を守り育み、住みよい生活環境を創出するため、平成25年度を始期とする10ヶ年計画である「第5次大分県緑化基本計画」を策定しました。

この計画に基づき「みどり豊かな住みよい県土づくり」を目指して、「県民総参加のみどりづくり」によりさらに緑化を推進していくことにしておりますので、関係団体はもとより、広く県民の方々のご理解とご協力をお願いします。





# 第1章

## 計画の策定にあたって



## 第1章 計画の策定にあたって

### 1 みどりの必要性

森林をはじめとする“みどり”は、木材などの資源を生産するだけでなく、水資源のかん養、国土の保全、二酸化炭素の吸収による地球温暖化の防止、騒音の防止、大気の浄化、生物種保全などの“ハード面の効用”と、風致・景観の維持、保健休養の場の提供等により心に潤いと安らぎを与えるなど“ソフト面の効用”をあわせ持ち、私たちの生活に様々な恩恵を与えてくれています。

生活に身近な“みどり”は美しい街並みを形成し、私たちの日常に潤いを与えるだけでなく、ヒートアイランド現象の緩和や、騒音やほこりの抑制など実用的な効用も兼ね備え、都市での生活になくてはならないものです。

このようにみどりは、私たちが心豊かで安心して生活できる上で欠くことのできない、また何ものにも代えることのできない大切なものです。

私たちはこのようなみどりの恩恵を自らが享受するとともに、県民共通の財産として次の世代に引き継いでいかなければなりません。

#### \* 「みどり」の定義 \*

「みどり」とは、樹木や草花など個々の植物だけでなく、すべての生き物が自然のサイクルの中で良好な関係を保ちながら共に生きていける森林や緑地などの環境を指すこととします。

また「みどりづくり」とは、このような「みどり」を創出し、適切に保全・管理を行い、『次世代に引き継いでいく』こととします。

## 2 みどりを取り巻く現状と課題

みどりは私たちの身のまわりの住環境（住宅、学校、公園、河川、道路等）を形成する緑地やその周辺を大きく取り巻く森林など広範囲にわたっています。

本県には阿蘇くじゅう、瀬戸内海国立公園をはじめ、3つの国立公園や5つの県立自然公園があり、雄大な高原や変化に富んだ海岸、緑深い森林、日本一豊かな温泉など豊かな自然に恵まれています。

みどり豊かな森林は、美しい景観を形成し、多様な生命をはぐくむほか、県土の保全、水資源の涵養、レクリエーション・保健休養の場の提供など私たちの生活にとって欠かすことの出来ない重要な役割を果たしています。

また、市街地など生活に身近なみどりは美しい街並みを形成するだけではなく、ヒートアイランド現象の緩和や大気の浄化など生活環境・自然環境の保全といったさまざまな役割を果たしています。

一方で、大分市など都市部への人口集中が進み、都市部では人口の過密化によるみどりの減少、山村地域では林業の不振等から荒廃した森林が見られるなど、各地域においてみどりの保全の必要性が生じています。



こうした中、みどり豊かな住みよい県土づくりを推進していくためには、次の諸点が今後の課題として挙げられます。

## 1. みどりの保全について

### (1) 緑地の保全

- ・ 開発が進む都市及び道路・河川等施設周辺の公共緑地の保全
- ・ 都市近郊及び集落周辺などの生活環境を形成している環境緑地の維持保全
- ・ 工場、事務所、宅地等民間施設の緑化の推進
- ・ 特別保護樹木・樹林の保全

### (2) 森林の保全

- ・ 森林の公益的機能発揮のための整備
- ・ 身近な里山林等の保全・整備

## 2. みどりの利用（みどりとのふれあい）について

### (1) 整備された森林等の利用

- ・ 県民の森の利用促進
- ・ 地域のシンボルである「おおいた百年の森」の活用
- ・ 「遊び学ぶ子どもの森」の活用

## 3. 県民総参加のみどりづくりについて

### (1) 県民総参加の運動推進

- ・ 緑の募金活動の推進
- ・ 環境緑化用苗木の配布による地域緑化の推進
- ・ NPO等団体、企業、ボランティアなどさまざまな主体による森林<sup>もり</sup>づくりの推進
- ・ 森林ボランティアの育成



(2) 緑化・森林環境教育の推進

- ・身近なみどりを活用した森林環境教育の推進
- ・みどりの少年団の育成
- ・森林環境教育指導者の育成・活用

(3) 推進体制の整備

- ・(公財) 森林ネット<sup>もり</sup>おおいたと連携した緑化の推進
- ・森林<sup>もり</sup>づくり委員会、森林<sup>もり</sup>づくり流域協議会の設置
- ・森林<sup>もり</sup>づくりボランティア支援センターの充実



### 3 計画策定基本方針と計画期間

#### (1) 基本方針

この緑化基本計画は、『緑化の総合的な推進を図り、県民の健康で快適な生活の確保』を目的とする大分県環境緑化条例に基づき、また、国が実施する緑化施策並びに大分県長期総合計画を受けて、環境緑化の総合的な推進を図るための緑化行政の指針として位置づけられるものであり、本県における各種緑化計画の基本となるよう、次の方針に従い策定しました。

1. 関係諸法令に基づいて実施される各種の緑化事業も含め県土全体の総合的なみどりづくり計画と位置づけます。
2. みどりづくりは、各種の施設等広範な分野がそれぞれ関連するため、県・市町村・民間・NPO等の連携を図ります。
3. みどりづくりの対象地域は、市街地から都市近郊・農山村の森林にまで広がりをもっていることから、それぞれの区域に応じたみどりづくりの推進方向を明らかにします。
4. 県民総参加のみどりづくりを推進するため、県民のみどりに対する認識と緑化意識の高揚を図る施策を明らかにします。

#### (2) 計画期間

この計画期間は平成25年度から34年度としています。

## 4 目標指標

### (1) 森林の保全

指標項目	単位	現状	中間目標
		H 2 3	H 2 9
里山林等森林の整備箇所	箇所	31	37

※森林ボランティア活動で整備された箇所数

### (2) 整備された森林の利用及び整備数

指標項目	単位	現状	中間目標
		H 2 3	H 2 9
県民の森施設利用者数	人	176,310	180,000
子どもの森整備箇所数	箇所	17	23

### (3) 県民総参加の森林づくり運動の推進

#### ■ 森林ボランティア活動 参加者目標数

指標項目	単位	現状	中間目標
		H 2 3	H 2 9
森林ボランティア活動 参加者数	人	12,497	13,000

※森林ボランティア団体、企業等が開催した森林づくり活動への参加者数

#### ■ 企業参画の森林づくり協定締結数

指標項目	単位	現状	中間目標
		H 2 3	H 2 9
企業参画の森林づくり協定締結数	企業	26	33

### (4) 緑化・森林環境教育の推進

#### ■ 森の先生派遣による児童の自然体験数

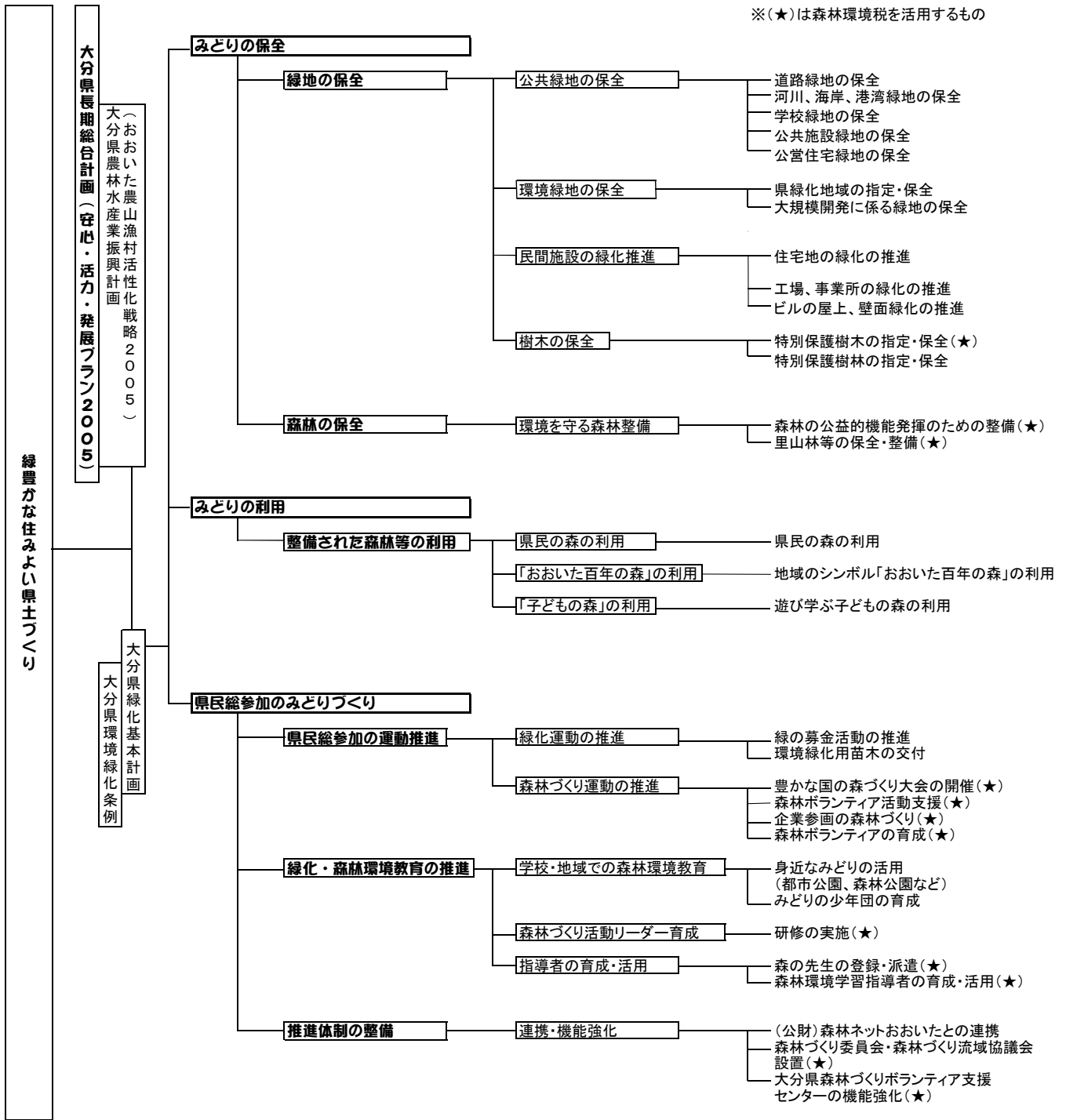
指標項目	単位	現状	中間目標
		H 2 3	H 2 9
森の先生派遣による児童の自然体験数	人	2,131	7,000

## 第2章

# 基本計画



# 施策の体系



## 1 みどりの保全

豊かな自然に恵まれた本県は、高度経済成長期から県都である大分市を中心に都市化が進み、人口の増加や農業から工業への産業構造の転換により、都市近郊の緑地が住宅地や工業用地として大規模に利用されることとなり、みどりが次第に消失していきました。そこで、緑地の保全及び回復を総合的に行うため昭和48年に大分県環境緑化条例を定め緑化推進を図ってきました。

21世紀は環境の世紀とも言われ、「人」と「みどり」とが共生する社会の実現が求められています。このため生活環境の保全を図りつつ、次世代に豊かなみどりを引き継ぐ取り組みが重要であることから、次の施策を中心にみどりの保全を図っていきます。

(1) 緑地の保全

(2) 森林の保全

(1) 緑地の保全

### ① 公共緑地の保全

ア 道路緑地の保全

(現状)

- ・道路緑地は、都市街路を含め常緑・落葉・高中低木等多種にわたって植栽されており、街並みの景観、騒音防止、排気ガスの浄化、延焼の防止、交通の安全走行等に大切な役割を果たしています。

(今後の主な取組)

- ・道路管理者は関係機関との連絡協調を図り、管理体制を整備し、沿線住民と一体となった適正な維持・管理を推進します。
- ・県及び市町村は、県民の道路緑化に対する認識を高めるとともに、緑化意識を高揚し、街路樹等の保護育成に対する協力体制づくりを進めます。

- ・景観の向上、沿道の生活環境の保全を図るとともに、道路交通の安全性、快適性を高めるため、植栽の種類等が地域の自然や文化に調和するよう配慮しながら、うるおいのある道づくりを推進します。

## イ 河川、港湾、漁港緑地の保全

### (現状)

- ・河川緑地は、環境や景観に配慮した“多自然川づくり”を推進しています。
- ・港湾、漁港緑地は、防風施設や休憩施設としての役割を果たしており、県民が海に親しめるように緑地を保全することが求められています。

### (今後の主な取組)

- ・河川空間は水とふれあう貴重なオープンスペースであり、地域住民の環境意識の向上を踏まえ、河川改修事業においても良好な水辺環境への配慮と河川の自然の営みに配慮した“多自然川づくり”を推進します。
- ・港湾については、周辺の景観や環境に配慮しながらウォーターフロントとして、人々が海辺の雰囲気を楽しめる潤いのある空間づくりを推進します。
- ・漁港では、漁業者の利便性と快適性の向上を図るとともに、住民が海に親しむ場として緑地を保全します。
- ・港湾・漁港緑地は厳しい生育環境にあるため耐風性、耐潮性に優れた樹種による緑化を推進します。

## ウ 学校緑地の保全

### (現状)

- ・学校のみどりは、良好な教育環境を提供するとともに、総合的な学習の時間等の生きた教材となるばかりでなく、緑化活動を通じて自然愛護や奉仕の心を育てる重要な役割を果たしています。



- ・ 景観としてのみどりづくりに加え、地域のみどりの拠点として、あるいは災害時の避難地としての機能を果たすなど、学校の特色や地域性を生かしたみどりづくりを推進する必要があります。

(今後の主な取組)

- ・ 緑化にあたっては、花木、樹木の植栽や校庭の芝生化を進めるほか、花壇や鉢などによる緑化も含めたみどりにつつまれた学校づくりを促進します。
- ・ フェンス周辺の樹木帯の設置や集団的に樹木空間を創出する面的な植栽によりボリュームのある豊かなみどりの造成を図ります。

## エ 公共施設緑地の保全

(現状)

- ・ 都市地域におけるオープンスペースの減少に伴い、公共施設の敷地や広場は地域の緑地スペースとして重要な役割を持つようになっていきます。
- ・ そのため、県民の利用度の高いこれらの公共施設は、良好な環境を保つとともに、県民の緑化意識高揚のためのシンボルとして位置づけ、地域の模範となる緑化を行うことが期待されています。



(今後の主な取組)

- ・建設にあたりみどりの確保に努めるとともに、地域性や景観に配慮し、周辺環境と調和したみどり豊かな公共施設の整備を進めます。
- ・既設の公共施設については、スペースを有効に利用した緑化に努めるとともに、敷地の環境に応じて花壇、鉢植え、ポット等による緑化、屋上緑化、壁面緑化や外柵の生垣化等を進め、民間の施設のモデルとなるような緑化を推進します。

オ 公営住宅緑地の保全

(現状)

- ・本県の公営住宅の敷地内において、幼児遊園、広場、駐車場等の緑化が行われており、日常生活に安らぎと潤いをもたらす身近なみどりとなっています。
- ・駐車場などの需要の増加により緑地が減少する恐れがある中、今後とも他の共同住宅等のモデルとなるように緑地を保全していく必要があります。

(今後の主な取組)

- ・四季折々の花の咲く高・中・低木を維持していくほか、生垣等を配すなど良好なみどりの空間づくり、地域住民とも交流の図れるみどり豊かな広場等の環境づくりを促進します。
- ・公営住宅が他の共同住宅のモデルとなるよう緑地の保全に努めるとともに、住民の緑化意識を高め、自主的な維持管理が図られるよう促進します。

② 環境緑地の保全

ア 県緑化地域の指定・保全

(現状)

- ・人口の都市への集中、あるいは農山漁村にまで波及した開発の進行によりみどりは減少しつつあります。
- ・特に市街地及び都市近郊等において良好な生活環境を形成する

上で、重要な自然緑地を乱開発から守り、既存緑地の保全を図るとともに、失われた緑地は積極的に復元を図る必要があります。

- ・このため、別府市の610ha並びに佐伯市の620haを加えた計1,230haを県緑化地域として指定し、開発の際の届出義務や緑化指導基準による計画的な緑化を指導するとともに、既存緑地の保護保全及び失われた緑の復元を図っています。
- ・なお、中核市である大分市については平成13年4月に「大分市緑の保全及び創造に関する条例」を制定し、郷土の緑保全地区の指定等により緑地の保全を図っています。

(今後の主な取組)

- ・指定された県緑化地域については、緑化に関する指導を積極的に行うとともに、緑化地域内等保全事業を実施し、緑地の保全を図ります。
- ・また、既指定地域以外で開発が予想される地域については、あらかじめ関係者と協議のうえ、必要に応じて地域指定を行います。
- ・大分市の郷土の緑保全地区においては、大分市が土地所有者等との間において保全協定を締結するなど、緑の保全に関し、指導・助言・助成等を行います。

## イ 大規模開発に係る緑地の保全

(現状)

- ・県緑化地域以外の都市近郊及び農山村においても、大規模な土地開発が行われる場合、緑地を保全する必要があります。

(今後の主な取組)

- ・無秩序な開発を防止するため国土利用計画法の土地取引届出制、大規模土地取引等における事前指導要綱によりチェックするとともに、「大規模開発行為に係る緑化指導基準」により自然環境と調和のとれた緑地の保全を図ります。

## 大規模開発行為に係る緑化指導基準

開発行為の種別	開発区域	緑化基準
宅地の造成	5ヘクタール以上	緑化率25%以上
遊園地の建設	"	" 40% "
ゴルフ場の建設	"	" (既存緑地)40%以上
自然動物園の建設	"	" 60% "
墓園の建設	1ヘクタール以上	" 35% "
駐車場の建設	"	" 15% "

### ③ 民間施設の緑化推進

#### ア 住宅地の緑化の推進

##### (現状)

- ・住宅地や周辺空地等のみどりは、生活に安らぎと潤いをもたらす身近なみどりとして重要な役割をもっています。
- ・市街地及びその近郊地域においてはみどりの必要性が認識され、庭などの空間をはじめとして、ベランダや窓辺のみどりは徐々に整備されており、潤いのある住宅環境の形成が図られていますが、緑地の確保が困難な市街地においては、まだみどりの少ない地域もみられます。

##### (今後の主な取組)

- ・住宅のみどりは緑化の出発点とも言えることから、家族ぐるみ、地域ぐるみで緑化が推進されるよう、緑化木の配布等による緑化のPRや樹木医等の専門家による緑化相談を行い、普及啓発を図ります。

#### イ 工場・事業所の緑化の推進

##### (現状)

- ・工場・事業所のみどりは、従業員にとって快適な職場環境を提供するだけでなく、地域住民にとっても、公害の防止等重要な役割をもっています。
- ・このため産業活動と地域環境との調和や、働きやすい職場づくりのための緑化を推進していますが、敷地面積9,000㎡以上のいわゆる特定工場の緑化の状況を見ると、「事業所緑化指導基

準」による緑化率20%以下の工場・事業所も見受けられるので、今後の一層の緑化が望まれます。敷地面積9,000㎡未満の一般事業所も同様の状況にあります。

特定工場の緑化整備の現状				(工業団地の共通緑地は除く)		
区分 敷地規模別	工場数	総敷地面積 ha	左のうち 緑地面積 ha	緑地率別工場数		
				10%未満	10~20%	20%以上
9,000m <sup>2</sup> 以上	265	2,867	657	50	21	194

(企業立地推進課資料 平成24年3月末時点)

(今後の主な取組)

- ・敷地面積が、9,000㎡以上の工場・事業所については、敷地面積の20%以上を、その他の規模の工場・事業所については、敷地面積の15%以上の緑化がなされるよう、緑化の重要性について普及啓発を行うとともに、次のとおり指導します。
- (1) 大企業については企業者の責任において緑化を推進するとともに必要に応じ県・市町村及び地域住民と緑化協定を締結するよう指導する。
- (2) 中小企業については、大企業に準じて、地域緑化に協力するよう指導する。

#### ウ ビルの屋上、壁面緑化の推進

(現状)

- ・大分市を中心とする市街地のみどりは、そこで生活や活動する人々に安らぎと潤いを与えてくれるほか、屋上緑化や緑のカーテン等による壁面緑化はヒートアイランド現象の緩和などに大変重要な役割を果たします。
- ・このため、市街地においてビルの屋上や壁面を利用した新たな緑地の創出が求められています。

(今後の主な取組)

- ・ビルの屋上、ベランダ、壁面などを新たな緑化空間として活用することで、都市や市街地の緑被面積を増やし、ヒートアイランド現象の抑制や景観の向上を図ります。

#### ④ 樹木・樹林の保全

##### ア 特別保護樹木の指定・保全

###### (現状)

- ・地域の風習と結びつき、住民に畏敬されてきた貴重な老樹名木が県内各地に散在しています。
- ・これら老樹・大樹の中から特に貴重な名木62本（平成24年12月時点）を指定し、緑化地域内等保全事業により病虫害防除や保護柵を設置するなど保護保全に努めています。

###### (今後の主な取組)

- ・指定された特別保護樹木について、樹木医によるカルテづくりを進めるなど、保護保全対策を積極的に講じます。
- ・樹勢が悪化している特別保護樹木については治療を行い、健全な状態に誘導します。
- ・また、新たに保護すべき貴重な樹木については追加指定を行います。



## イ 特別保護樹林の指定・保全

### (現状)

- ・「鎮守の森」に代表される神社・仏閣・史跡の樹林は、昔から地域住民に慣れ親しまれてきた地域のシンボルであり、環境形成のうえからも貴重なみどりとして重要な役割をもっています。
- ・県内各地に散在するこれらの樹林の内21箇所を指定し、緑化地域内等保全事業により病虫害防除等の必要な保全対策を講じています。

### (今後の主な取組)

- ・指定された特別保護樹林についての植生調査等を実施し、所有者等と一体となって必要な保護保全対策を積極的に講じます。
- ・また、新たに保護すべき貴重な樹林については追加指定を行います。





## (2) 森林の保全

### ① 環境を守る森林整備

#### ア 保安林の指定・整備

##### (現況)

- ・ 森林法第25条に基づき、公益的機能を発揮させる必要がある森林を保安林として指定し、保安林機能の維持のための整備を進めています。
- ・ 本県では平成24年3月現在117,736haが保安林に指定されており、そのうち森林レクリエーション活動の場の提供を目的とする保健保安林は1,172ha、名所や旧跡の趣のある景色を保存する事を目的とする風致保安林は379haとなっています。

##### (今後の主な取組)

- ・ 森林レクリエーション利用等の需要に対応するため、今後ともきめ細かい保安林の指定を行うとともに、指定された保安林の適正な施業の指導を強化し、保安林機能の質的向上を図ります。





## イ 森林の公益的機能発揮のための整備

### (現状)

- ・木材価格の下落や山村地域の過疎・高齢化等により林業生産活動が停滞し、林業者等による森林の管理が十分に行われず、間伐や再造林が行われない手入れが放置された森林が増加しています。

### (今後の主な取組)

- ・間伐の遅れや再造林の放棄によって公益的機能が低下している森林において、強度間伐や再造林を実施し早期に森林の機能回復を図ります。
- ・自然条件や地域特性に応じた、長伐期施業、複層林化、広葉樹林化など多様な森林づくりを推進します。
- ・豪雨災害等で被災した経験から災害に強い森林づくりに取り組みます。



## ウ 里山林等の保全・整備

### (現状)

- ・居住地周辺に広がる里山林や都市近郊林は、かつては薪炭林の伐採、落葉の採取等を通じて維持管理されてきましたが、近年このような利用がなくなり、放置されたままの森林が増加し、環境保全機能や生物多様性の低下など様々な問題が生じています。
- ・このような中、里山林等の身近な森林を中心に、森林とのふれあい活動を楽しみ、森林と人との豊かな関係を回復し、創出する場としての期待が高まっています。

### (今後の主な取組)

- ・保健・文化・教育的利用と一体的に行う森林整備等を通じ、身近な里山林等が人々に継続的に利用され、維持管理されていくことが重要であり、行政・住民・森林所有者・森林ボランティア等との連携・協力の下で保全と利用を一体的に推進します。

## 2 みどりの利用

本県は、県土の71%が森林で、身近な場所にもみどりが豊富にあります。

これらのみどりの一部は、みどりとのふれあいや森林環境教育・緑化教育などのフィールドとして利用できるよう整備が進められています。

良好な自然環境や豊かな森林とのふれあいの促進を図ることにより、人とみどりとのかかわりを強め、みどりの恩恵を多くの県民に行き渡らせる必要があります。このため次の施策に重点をおいてみどりの利用・ふれあいを推進します。

### (1) 整備された森林等の利用

#### ① 県民の森の利用

(現状)

- ・ 県民の森は、大分市、豊後大野市に広がり、その区域面積は4,475haにも及びます。
- ・ この県民の森は、21世紀に向けたふれあいの森づくりを目的に、区域内を青少年の森、平成森林公園、神角寺展望の丘の3つのゾーンに区分し、昭和49年から県民が自然とふれあいのできる施設として整備してきました。

(今後の主な取組)

- ・ 県民の森の整備を進め、美しい自然や豊かなみどりと親しみながら、森林レクリエーション等を通じて心身の健康増進を図るとともに、森林や緑化に関する知識の向上を図るなどの利用促進を図ります。
- ・ 県民の森をフィールドとして広く県民に開放し、森林づくりや森林の利用などの参加型活動のための条件整備を進めることにより、多様な自然とのふれあい、憩い、学び、体験できる県民の森の整備・利用を促進します。



## ② 「おおいた百年の森」の利用

(現状)

- ・平成12年に本県で開催された第51回全国植樹祭を契機に、県内に多様で大きな樹木で覆われた地域のシンボルとしての森林を「おおいた百年の森」に指定し、整備しています。

(今後の主な取組)

- ・引き続き、指定された百年の森についての整備等を実施し、所有者と一体となって必要な保護保全対策を講じます。
- ・県民や地域住民の森林レクリエーションの場、憩いの場、ふれあいの場等として活用されるよう情報発信を行います。

## ③ 「子どもの森」の利用

(現状)

- ・居住地周辺の里山林や都市近郊林では、子どもたちが身近に遊べる森が減少する中、平成18年度から森林環境税を活用し、子どもたちが気軽に森に入り植物や昆虫、野鳥など様々な自然にふれ、遊びや学習ができるような「子どもの森」の整備を進めています。

- ・平成23年3月までに県内で19箇所を「子どもの森」として整備しています。

(今後の主な取組)

- ・整備した「子どもの森」の情報発信を行い、子どもの遊びや森林体験学習の場として積極的に活用し、子どもたちの森林に対する関心を高めます。
- ・地域のニーズに応じて、NPOや自治会等の力を活用し、子どもたちが気軽に遊び学べる身近な森として整備を図っていきます。



### 3 県民総参加のみどりづくり

みどりを守り育てていくためには、県民一人一人の理解と協力を得ることが不可欠です。県民のみどりに対する理解を深めるとともに、地域での自主的なみどりづくり活動を推進していくことが必要です。

また、次代を担う子ども達に対する森林環境教育などを通して、郷土のみどりを守り育てる豊かな心を育むこととします。

このため次の施策に重点を置いて、県民総参加のみどりづくりを推進します。

- (1) 県民総参加の運動推進
- (2) 緑化・森林環境教育の推進
- (3) 推進体制の整備

#### (1) 県民総参加の運動推進

##### ① 緑化運動の推進

###### ア 緑の募金活動の推進

(現状)

- ・近年、地球的規模での環境問題と合わせて、森林の公益的機能に対する期待は益々高まってきており、森林の整備は今や国民全体が取り組むべき課題となっています。
- ・このような時代の要請を受けて、平成7年に従来の「緑の羽根募金」が「緑の募金」として法制化され、従来からの目的である緑化の推進に新たに森林の整備等が加わり、より大きな募金運動が展開されています。
- ・平成18年度の森林環境税(平成23年度からは第2期森林環境税)導入に伴い、森林の整備は、主として同税を活用することで推進を図っています。



(今後の主な取り組み)

- ・緑の募金運動の一層の活性化を通じて、広く県民に対して緑化や森林整備の意義・重要性の普及啓発を図るとともに、寄せられた募金は、主として緑化の推進等に活用します。



#### イ 環境緑化用苗木の交付

(現状)

- ・緑化推進に要する苗木の円滑な供給を図るために苗木を生産しています。
- ・生産した苗木は、公共施設の緑化や緑化啓発のための各種イベントでの配布に利用しています。
- ・現在交付している苗木の多くは生産におよそ3年を要するため、需要の変化に対応することが難しくなっています。



(今後の主な取組)

- ・今後とも、県民一人一人に緑化思想を育み定着させるため、公共施設の緑化や緑化啓発用の苗木を供給します。
- ・苗木の調達方法を見直し、県民のニーズにあった苗木を配布します。

## ② 森林づくり運動の推進

平成18年度に森林環境税が導入され、森林環境の保全と森林を全ての県民で守り育てる意識の醸成のための事業を幅広く展開しています。平成23年度から第2期に入り、「Ⅰ災害に強く、生物多様性に配慮した森林の整備」、「Ⅱ低炭素社会に向けた森林資源の確保と循環利用」、「Ⅲ県民参加の輪を広げ、次世代へつなぐ取組」の3つの柱により事業を展開しており、Ⅲの柱において森林ボランティア活動や森林環境教育等の取組を推進しています。

大分の豊かな森林を次世代につなぐために、子どもから大人にいたる全ての県民が森林の大切さを理解し、森に親しみ、森林づくりへの参加を広げる取組を推進します。

### ア 豊かな国の森づくり大会

(現状)

- ・平成12年に本県で開催された全国植樹祭を一過性のものとせず、県民一人一人が森林の恵みに感謝し、森林づくりに関わっていく「県民総参加の森林づくり」を推進するため、平成13年度から毎年「豊かな国の森づくり大会」を開催し、植樹活動等を実施しています。
- ・平成20年からは「九州の森林づくりに関する共同宣言」により創設された「九州森林の日」(11月第2日曜日)に合わせて開催しています。
- ・大会の参加者は、県民総参加の趣旨から、都市や開催地の住民、林業関係者、大学生、高校生、みどりの少年団など約1,000名となっています。



- ・大会では、植樹活動等に加えて、森づくり活動功労団体の表彰を実施しています。

(今後の主な取組)

- ・広く県民から参加者を募り、森林とのふれあいを通じて森林づくりの意識啓発を図ります。
- ・植樹だけでなく、下刈や除間伐などの<sup>もり</sup>森林づくり作業をボランティア活動として実施する大会として充実を図っていきます。



## イ 森林ボランティア活動の支援及び育成

(現状)

- ・<sup>もり</sup>森林づくりに関するNPO等団体は現在県内に60団体あり、<sup>もり</sup>森林づくりの普及活動や自然とのふれあい活動、森林ボランティアなど独自の活動を行っており、<sup>もり</sup>森林づくりに貢献しています。
- ・自分の持てる力を社会に還元したいという意識や環境問題への関心の高まり等を背景に、森林の整備や保全活動に自発的に関わろうとする活動が県内各地で増えてきています。
- ・森林ボランティアの活動地域は都市近郊林等比較的アクセスの容易な森林や、水源のある上流域の森林が多く、活動内容は安全等に配慮して比較的取り組みやすい植林や下刈り等の保育が中心となっています。
- ・若年層を中心とした新たなボランティアの養成・確保と<sup>もり</sup>森林づ

くりのための知識・技術の向上が必要です。

(今後の主な取組)

- ・ 県民が様々な生活の場において、積極的に森林<sup>もり</sup>づくりに参加していくためには、NPOなど民間団体の活動を活性化し、県民参加の機会を増やしていくことが重要であることから、関係団体と連携しながら情報の提供や技術指導者の紹介などの活動を支援します。
- ・ ボランティアとしての知識や技術の向上と安全作業を確保するため、研修会等を段階的に行います。
- ・ 団塊の世代やNPO等を対象にセミナーを開催し、森林ボランティアとしての参加を促進します。
- ・ こうした森林ボランティア活動は、森林、林業、山村に対する都市住民等の理解を深める上で大きな働きを果たしており、その促進を通じて、森林の整備や保全を社会全体で支えるという県民総参加の森林<sup>もり</sup>づくりを推進します。

ウ 企業参画の森林<sup>もり</sup>づくり

(現状)

- ・ 民間企業においても、社会貢献活動の一環として地域の森林<sup>もり</sup>づくりへの積極的な参加が望まれています。
- ・ 県では、平成14年度から企業等による人材、資材、資金等の支





援による森づくりを進めるため、「企業参画の森づくりモデル事業」を実施しており、その第1号として平成14年11月16日に日田市での企業と生産森林組合による作業協定の調印を皮切りに、平成24年3月末現在26企業が参加しています。

- ・企業による森林<sup>もり</sup>づくりに対して、県が二酸化炭素の吸収量を認証することで、企業の参画を促進しています。

(今後の主な取組)

- ・企業等による人材、資材、資金等の支援による森林づくりを進めるため、広報誌等で活動内容を紹介したり、森林づくり活動を行うフィールドの幹旋や森林インストラクター等指導者の派遣、作業道具の貸し出しを行うなど、活動を支援します。

## (2) 緑化・森林環境教育の推進

### ① 学校・地域での森林環境教育の推進

#### ア 身近なみどりの活用

(現状)

- ・森林の整備・保全を県民全体で支えるとの県民意識を醸成していくことが重要であり、このため特に次世代を担う青少年への

森林環境教育を進め、自然体験やボランティア体験を通じて、豊かな人間性を育むとともに、森林の働き、重要性を理解させることで、県民総参加の森林づくりを推進していく必要があります。

- ・現在、県内の36小学校、18中学校に学校林があり、これまでの経済的価値から森林体験活動の場としての利用が期待されます。
- ・地域の特性を生かした多様な森林公園や都市公園が県内各地に整備されており、このような森林公園等の利用を一層促進する必要があります。
- ・県内の都市公園は、地域住民のふれあいの場、やすらぎの場として、親しまれています。

(今後の主な取組)

- ・森林環境学習プログラム、体験学習テキストの作成や森林環境学習指導者の派遣により、学校・地域等のみどりを活用した森林環境教育を推進します。
- ・NPO等団体のアイデア、活力を活用した森林体験活動を推進します。

## イ みどりの少年団の育成

(現状)

- ・みどりの少年団は、森林体験学習や地域での緑のボランティア活動、さらには緑の募金活動など地域の緑化推進を支えており、現在県内では44団体、5,736人の団員が活動していますが、新規結成や活動の促進、そのための指導者の育成が必要となっています。
- ・みどりの少年団は、小学校単位で結成されている団が多く、学校行事等と並行して活動していますが、みどりに深く関わる活動を取り入れて、子ども達がみどりにふれあう機会を増やすことが重要です。

(今後の主な取組)

- ・みどりづくりの重要な担い手であり、将来のみどりづくりのり

リーダーを育てるみどりの少年団の新規結成を促進します。特に、自治会やNPOなどを指導者とする団の新規結成を推進します。

- ・大分県みどりの少年団育成連絡協議会への支援を行い、同協議会が主催する活動発表大会、つどいなどの交流集会、育成指導者研修会等を通じて各団の活動の活性化を図ります。
- ・森の先生や森林・林業、自然に詳しいNPO団体等の指導者をみどりの少年団の活動に派遣することにより、研修や体験学習を支援します。



## ② <sup>もり</sup>森林づくり活動リーダーの育成

### ア 研修の実施

(現状)

- ・次代を担う子ども達にみどりをはじめ森林、林業、環境に強い関心を持ってもらうための森林環境教育や体験学習を実施するとともに、将来的にみどりづくりの活動のリーダーとして活躍できる青少年を育成する必要があります。

(今後の主な取組)

- ・自然体験学習や森林教室、キャンプ等を体験した子ども達の中からリーダーとして活動し、下級生などを指導できる子ども達



の育成に務めます。

- ・県内にある特徴的な自然や森林を体験するばかりでなく、県外にある国内有数の自然や森林を体験することで、より自然に対する関心を高め、郷土の自然を敬愛する心を育てます。

### ③ 指導者の育成・活用

#### ア グリーンインストラクター等の育成・派遣

(現状)

- ・森林・林業・緑化に関する知識を有し、森林体験活動やボランティア活動、野外教育活動等をサポートする指導者としてグリーンインストラクターを平成11年度から15年度までに109名養成・登録し、要望に応じて派遣しています。
- ・また、平成17年6月にはグリーンインストラクターが中心となって、NPO法人「グリーンインストラクターおおいた」が設立され、県内各地で森林環境教育やボランティア活動支援を展開しています。
- ・グリーンインストラクター等は「森の先生」として登録し、地域や学校での森林づくりや森林環境教育の講師として派遣しています。



(今後の主な取組)

- ・ 県下各地の公園や森林、里山、鎮守の森等のフィールドを始め、学校の校庭、教室などで森の先生を活用した森林環境教育、体験学習を推進します。
- ・ 幼児期からの自然体験は大人になる過程で貴重な体験となることから、森の先生の派遣により幼児の自然体験を推進します。

イ 森林環境教育指導者の育成・活用

(現状)

- ・ 動植物や森林環境に関する専門的な知識や指導にかかる技能を身につけた森林環境教育指導者を平成18年度から23年度までに養成し、30名を指導者として認定し、県青少年の家（九重、香々地）で、小学生やその保護者を主体に森林環境教育を実施しています。

(今後の主な取組)

- ・ 森林環境学習指導者スキルアップセミナーを開催して、認定した指導者の資質向上を図ります。
- ・ 森の先生の登録者数を増やし、県青少年の家主催の森林環境教育プログラムなど県内各地で行われる森林環境教育の体験学習等に派遣します。

(3) 推進体制の整備

① 連携・機能強化

ア 公益財団法人 <sup>もり</sup>森林ネットおおいたとの連携

(現状)

- ・ 県民のみどりに対する要請にこたえるため、県、市町村、緑化事業団体、緑化樹消費者団体等が一体となって昭和49年12月に（財）大分県緑化センターが設立されました。
- ・ 地球環境問題が大きくクローズアップされ、より質の高いみど

り豊かな生活環境づくりに対する県民の要請が一段と高まったことから、平成13年度に（財）大分県緑化センターと（社）大分県緑化推進機構が統合し、（社）大分県緑化推進センターが発足しました。

- ・（社）大分県緑化推進センターは平成21年度に（財）森林整備センター（現 公益財団法人 森林ネットおおいた）と合併しました。

（今後の主な取組）

- ・今後とも、連携を保ちながら、「みどり豊かな住み良い県土づくり」に向けて、県民に対する緑化技術の指導・相談を始めとする各種緑化事業により、総合的な環境緑化の推進を図っていきます。

#### 事業内容

- ・緑化思想の普及に関すること
- ・緑化用樹木の供給及び斡旋等に関すること
- ・緑化に関する指導や相談等に関すること
- ・緑の募金に関する事業

#### イ 大分県森林づくり委員会、森林づくり流域協議会の設置

（現状）

- ・平成18年度から森林環境税を導入し、その税を活用して「県民中心・県民参画」の理念のもと、全ての県民で支える森林づくりを推進しており、その推進組織として、「大分県森林づくり委員会」を設置するとともに、地域の考えや独自性を反映させるため、県内4つの流域ごとに森林づくり流域協議会を設置しています。

（今後の主な取組）

- ・大分県森林づくり委員会では、県全体にかかる森林環境税を活用した施策や事業等についての調査・審議を行います。
- ・森林づくり流域協議会では、流域にかかる森林環境税を活用し



た事業等についての審査・検証等を行います。

- ・大分県森林づくり委員会と森林づくり流域協議会は、相互に連携・協力して、森林環境税を活用した県民総参加の森林づくりを推進します。

#### ウ 大分県森林づくりボランティア支援センターの機能強化

(現状)

- ・平成18年度から「大分県森林づくりボランティア支援センター」を設置し、森林ボランティア活動のためのフィールド情報、森林教室などのイベント情報、森林ボランティアの登録情報などをホームページ上から発信することにより、森林ボランティア活動等を支援しています。

(今後の主な取組)

- ・県内各地でボランティアによる森林づくりを一層推進するため、新たな団体・個人ボランティアの登録や森林づくり団体の育成・交流、フィールドの情報提供など「大分県森林づくりボランティア支援センター」の機能強化を図ります。

## 參考資料



# 目次

緑化運動の展開	
1 緑化推進運動	45
2 緑の募金	45
環境緑化用苗木交付数(実績)	46
特別保護樹木一覧	47
特別保護樹林一覧	49
県指定緑化地域一覧	50
学校林一覧	52
みどりの少年団結成状況	53
国・県指定天然記念物(植物)一覧	54
自然公園法及び県立自然公園条例に基づく自然公園指定区域一覧	55
自然環境保全地域指定状況	57
都市公園の現況	58
「おおいた百年の森」選定状況	60
森林体験等が出来る施設一覧	61
森林ボランティア登録団体一覧	62
企業参画の森林づくり協定締結実績	64
森林インストラクター登録者名簿	65
グリーンインストラクター登録者名簿	66
樹木医名簿	67
森の名手・名人認定一覧表	68
森林環境税を活用した事業実施状況	
1 森林ボランティア参加者・登録団体・個人数の推移	69
2 森林づくりボランティア技術向上研修開催状況	69
3 森の先生派遣事業実績	70
4 県民提案事業実績	70
5 里山等での竹林整備状況	70
豊かな国の森づくり大会(大分県植樹大会)一覧表	71
県花・県木および市町村の木・花の制定状況	73
大分県環境緑化条例	74
大分県環境緑化条例施行規則	79



## ○緑化運動の展開

大分県環境緑化運動推進要綱に基づき、県、市町村及び関係機関、NPO等と協力して、県民総参加による緑化運動を推進しています。なお、緑化関係運動の主なものは次のとおりです。

### 1 緑化推進運動

#### (1) みどりの日 (5月4日)

「自然にしたしむとともにその恩恵に感謝し、豊かな心をはぐくむ」事を目的とし、国民の祝日に関する法律により制定(平成19年1月1日施行)

#### (2) みどりの月間(4月15日～5月14日)

「みどりの日についての国民の関心と理解を一層促進し、「みどり」についての国民の造詣を深めるための月間」として平成18年8月8日に閣議決定(平成19年1月1日施行)

#### (3) 緑化推進強化月間(3月)

大分県環境緑化運動推進要綱により制定

#### (4) みどりのまちづくり推進月間(10月)

大分県環境緑化運動推進要綱により制定

### 2 緑の募金

#### (1) 緑の募金の実施期間(2月15日～5月31日、9月1日～10月31日)

#### (2) 緑の募金強調月間(3月)

#### (3) 緑の募金強調期間(3月1日～5月31日、9月1日～10月31日)

表: 緑の募金額の推移

(単位: 千円)

募金実績	H19	H20	H21	H22	H23
家庭募金	28,237	27,859	28,476	28,153	29,125
企業・団体募金	1,803	463	1,375	5,017	9,736
職場募金	1,608	1,557	1,543	1,376	1,340
街頭・イベント募金	481	525	329	714	676
学校募金	165	190	257	104	99
その他募金	20	16	60	21	93
合計	32,315	30,611	32,040	35,385	41,069

緑の募金の使途(公益財団法人森林(もり)ネットおおいた緑の募金実施要領より)

#### (1) 森林の整備

ボランティア活動(植栽、下刈り、枝打ち等)

森林づくり(水源の森、広葉樹の森、憩いの森づくり、海岸復旧植栽等)

森林の役割等の普及・啓発

広報誌の発行

#### (2) 緑化の推進

地域の緑化(公民館、公園、学校等の緑化)

緑の普及啓発(キャンペーン、ポスター、チラシ等の作成配布等)

緑の交流(都市と農村の交流、林間学校、林業体験等)

緑のイベント(植樹祭、シンポジウム、コンクール、苗木の配布等)

緑の少年団活動

#### (3) 森林の整備又は緑化の推進に係る国際協力

緑の交流の促進

・県内留学生による緑の交流の推進

・市町村、企業による緑の交流の推進

・県内在住外国人との連携

#### (4) 募金活動推進費

募金活動費、広報活動費、会議費等

#### (5) 募金資材購入費

緑の羽根、その他

#### (6) 推進事務費

森林(もり)ネットおおいたが行う募金活動や募金事業のための事務費

#### (7) 国土緑化推進機構交付金

#### (8) その他

環境緑化用苗木交付数（実績）

	H19	H20	H21	H22	H23
アジサイ	1,000	1,500	1,000	1,000	1,800
イロハモミジ	1,000	2,000	2,000	1,000	1,800
キンモクセイ	2,000	2,000	1,200	1,000	1,000
クルメツツジ	2,000	2,000	1,000	500	1,000
コブシ	500	1,000	800	500	1,000
サクラ	1,500	500	1,000	1,300	500
サザンカ	1,500	1,500	1,000	500	1,000
サツキツツジ	5,000	5,000	2,500	1,000	1,000
センリョウ	1,500	1,500	1,000	1,000	1,000
ツバキ	1,500	1,500	1,000	500	1,000
ドウダンツツジ	2,500	2,000	1,500	500	1,000
ハナミズキ	500	1,000	1,000	1,000	2,000
ヒラドツツジ	4,000	3,000			
ブンゴウメ	1,000	500	500	1,000	500
ヤエザクラ	500	500	1,000	1,400	500
合 計	26,000	25,500	16,500	12,200	15,100

※交付された苗木は、公共施設の緑化、市町村行事等における無償配布を通じた緑化啓発等に利用されます

特別保護樹木一覧

(平成25年3月31日現在)

番号	樹木名	所在	所有	胸高周囲(cm)	樹高(m)	樹齢	指定年月日
1	クスノキ	豊後高田市新栄	算所区	760	23.0	500	S49.3.15
2	フェニックス	豊後高田市呉崎	豊後高田市	200	12.0	63	S50.1.7
3	イスノキ	杵築市大田白木原	白木神社	400	20.0	600	S50.1.7
4	カキ	豊後高田市真玉	富山 寿満	170	16.0	230	S50.1.7
5	イチイガシ	国東市国見町赤根一円坊	赤根社	290	22.0	300	S51.3.9
6	ケヤキ	国東市国東町大恩寺	文殊仙寺	565	30.0	1000	S49.3.15
7	クスノキ	国東市武蔵町三井寺	椿八幡神社	790	22.0	950	S49.3.15
8	イチヨウ	別府市大字内成	大野 秀永	560	30.0	1000	S49.3.15
9	シダレザクラ	別府市大字東山	安楽寺	126	10.0	80	S49.3.15
10	ウスギモクセイ	別府市大字鉄輪	安波 利一	182	10.0	200	S49.3.15
11	クスノキ	大分市大字下戸次	楠木生八幡社	1080	40.0	1000	S49.3.15
12	イチヨウ	大分市大字広内	円通寺	750	22.0	1380	S49.3.15
13	イヌマキ	大分市大字鶴崎	剣八幡宮	220	11.0	400	S49.3.15
14	ホルトノキ	大分市大字八幡	柞原八幡宮	480	25.0	430	S49.3.15
15	カゴノキ	大分市大字廻栖野	立川 幸人	根元 350	13.0	200	S53.3.22
16	タブノキ	大分市大字佐野	白石 昭	500	25.0	350	S61.4.11
17	クスノキ	大分市大字久土	久土神社	400	20.0	600	H1.10.3
18	トチノキ	大分市大字今市	高岩神社	641	36.0	1200	S49.3.15
19	ムクノキ	由布市挾間町鬼崎同尻	馬見塚 義人	570	24.0	300	S50.1.7
20	クスノキ	臼杵市大字井村	三島神社	720	25.0	600	S50.1.7
21	アコウ	津久見市大字綱代	赤崎神社	360	12.0	500	S49.3.15
22	ウバメガシ	津久見市大字中央町	宮本地区	220	9.0	400	S49.3.15
23	タブノキ	津久見市大字津久見	谷川天満社	600	20.0	350	H14.1.8
24	クスノキ	佐伯市船頭町	大分県	620	18.0	560	S49.3.15
25	ビャクシン	佐伯市大字長良	真正寺	330	11.0	1000	S49.3.15
26	ミツウメ	佐伯市大字青山	高瀬 清一	根元 103	3.0	180	S51.3.9
27	サザンカ	佐伯市弥生大字井崎	西運寺	175	14.0	380	S61.4.11
28	ナギ	佐伯市弥生大字床木	水無地区	204	16.0	390	S61.4.11
29	イチイガシ	佐伯市宇目大字木浦内	神崎神社	600	30.0	600	S50.1.7
30	ナギ	豊後大野市三重町上田原	御手洗神社	680	15.0	1000	H14.1.8
31	ナツメ	臼杵市野津町大字野津市	原 高節	185	8.0	400	S50.1.7
32	ヤマモモ	臼杵市野津町大字八里合	正光寺	370	15.0	400	S51.3.9
36	イチヨウ	竹田市荻町新藤	荻神社	920	35.0	300	S49.3.15
37	ツクバネガシ	竹田市久住町大字久住	戸坂 アヤメ	210	11.0	300	S51.3.9
38	カヤ	九重町大字菅原	佐藤 良作	根元 630	20.0	1200	S49.3.15
39	イチヨウ	玖珠町大字大田	長尾 嘉人	1100	23.0	900	S49.3.15
40	マツ	日田市隈町2丁目	八坂神社	185	5.0	300	S49.3.15
41	クスノキ	日田市大字西有田	大行寺八幡宮	440	28.0	1060	S50.1.7



42	イチョウ	日田市天瀬町馬原	穴井 登士太	530	36.0	1000	S49.3.15
43	ムクノキ	日田市上津江町川原	伊藤 光雄	1000	20.0	不明	H1.10.3
44	イチョウ	中津市大字金谷森の丁	貴船神社	420	31.0	250	S49.3.15
45	クス	中津市大字大貞	薦神社	1340	36.5	1000	S49.3.15
46	スギ	中津市本耶馬溪町跡田	羅漢寺	610	40.0	380	S50.1.7
47	シダレザクラ	中津市耶馬溪町大字深耶馬	光円寺	260	10.0	350	H10.3.20
48	スギ	中津市山国町中摩	諏訪神社	739	58.0	500	S50.1.7
49	イヌマキ	宇佐市大字下麻生	宇佐市	354	17.0	400	S50.1.7
50	クロガネモチ	宇佐市大字下高家	高家神社	340	15.0	350	S51.3.9
51	ソテツ	宇佐市大字上乙女	宇佐市	根元 600	5.0	554	S53.3.22
52	イチョウ	宇佐市院内町西椎屋	西椎屋神社	1120	34.0	1600	S49.3.15
53	スギ(右)	宇佐市院内町斉藤	藤群神社	590	31.0	400	H14.1.8
54	スギ(左)	宇佐市院内町斉藤	藤群神社	660	32.0	400	H14.1.8
55	ツバキ	日田市大字高瀬	高瀬 秋吉	203	9.5	350	H15.2.18
56	クロマツ	宇佐市大字住江	貴船神社	280	11.5	300	H15.4.25
57	オンツツジ(北)	豊後大野市朝地町上尾塚	田部 芳子	根元 150	7.0	200	H15.7.29
58	オンツツジ(南)	豊後大野市朝地町上尾塚	田部 勇	根元 122	7.0	200	H15.7.29
59	ムクノキ	国東市国見町赤根	古幡社	427	7.5	300	H18.3.14
60	ケンポナシ	国東市国見町赤根	古幡社	208	22.5	200	H18.3.14
61	スダジイ	宇佐市大字西大堀	熊野神社	580	27	500	H20.4.8
62	ヤマザクラ	佐伯市大字海崎字竹ノ脇	中野地区	475	22.8	120	H23.10.28
63	ヤナギ	宇佐市大字江須賀	宇佐市	280	5.0	不明	H25.2.5

特別保護樹林一覧

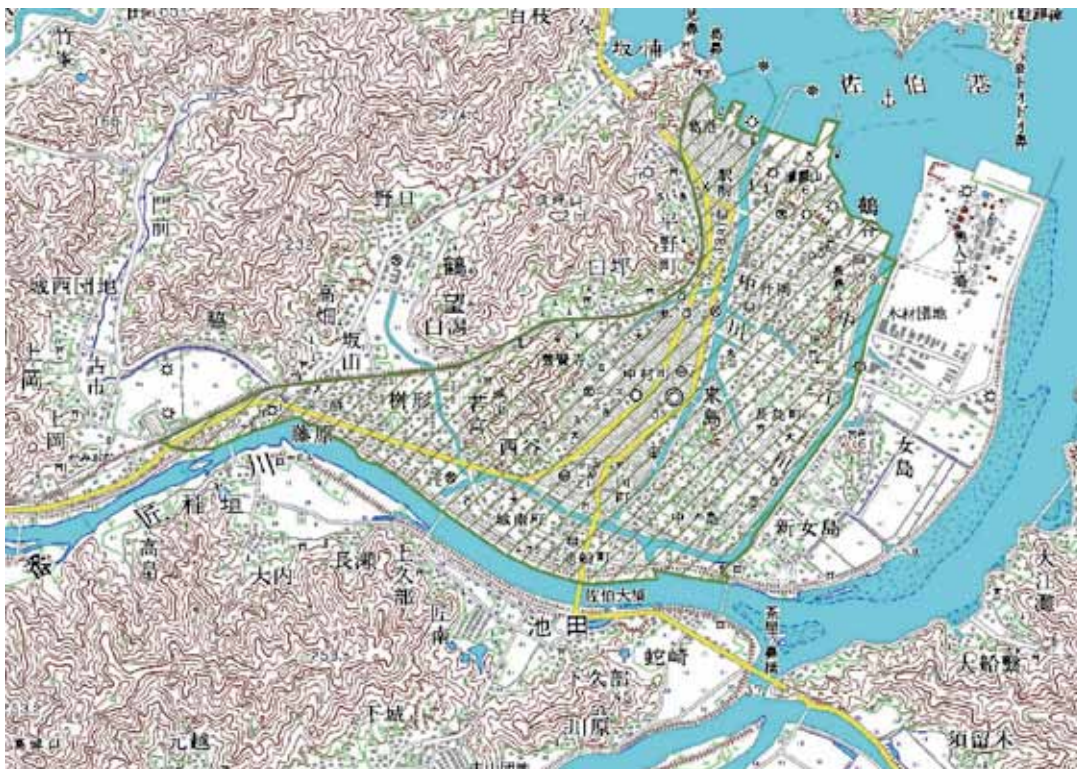
(平成25年1月1日現在)

番号	名称	所在	所有	樹林の状況(主樹種)	指定年月日
1	熊野権現の森	豊後高田市平野	熊野社	スギ、ウラジロ、カシ、ケヤキ、モチノキ、ムク、ツバキ	S49.3.15
2	朝見神社の森	別府市朝見	朝見神社	スギ、カシ、クス、バクチノキ	S49.3.15
3	観海寺の森	別府市南立石観海寺	佐藤 保雄	コジイ	S49.3.15
4	火男火売神社の森	別府市鶴見	火男火売神社	スギ、イチイガシ	S49.3.15
5	柞原八幡宮の森	大分市大字上八幡	柞原八幡宮	スギ、ヒノキ、クス、モミジ	S49.3.15
6	小野鶴八幡社の森	大分市大字小野鶴	小野鶴八幡社	スギ、イチヨウ、モミ	S49.3.15
7	春日神社の森	大分市大字勢家町	春日神社	クス、ケヤキ、エノキ、イヌマキ、ムクノキ	S49.3.16
8	西寒多神社の森	大分市大字寒田	西寒多神社	ヒノキ、スギ、イチイガシ、オガタマノキ	S49.3.15
9	日吉神社の森	大分市大字木田	日吉神社	ヒノキ、スギ、クス、モミ、カシ、シイ、ハゼ	S49.3.15
10	鷹松神社の森	大分市大字高松	鷹松神社	クス、イチヨウ、マキ	S51.3.9
11	若宮八幡社の森	佐伯市大字鶴望	若宮八幡社	スギ、クス、ツガ、シイ	S49.3.15
12	堅田八幡社の森	佐伯市大字長谷	堅田八幡社	シイ、カシ	S50.1.7
13	八坂神社の森	佐伯市弥生大字江良	八坂神社	ハナガガシ、スギ、ヒノキ、マツ	S51.3.9
14	健男社の森	豊後大野市緒方町上畑	健男社	スギ、ヒノキ、マツ	S50.1.7
15	キンメイモウソウチクの森	臼杵市野津町大字王子	西山 順一	キンメイモウソウチク	S51.7.20
16	城原神社の森	竹田市大字米納	城原神社	スギ、イチヨウ、モミジ、ケヤキ、クス、ヒノキ	S49.3.15
17	宮園鎮座津江神社の森	日田市中津江村合瀬	津江神社	スギ	S50.1.7
18	浦津江神社大杉の森	日田市上津江町川原	津江神社	スギ	S51.3.9
19	法華寺のツバキ林	中津市大字福島	法華寺	ヤブツバキ	S50.1.7
20	雲八幡神社の森	中津市耶馬溪町宮園	雲八幡神社	スギ	H10.3.20
21	真玉八幡神社の森	豊後高田市西真玉	真玉八幡神社	コジイ、イチイガシ	H17.12.9

県指定緑化地域一覽

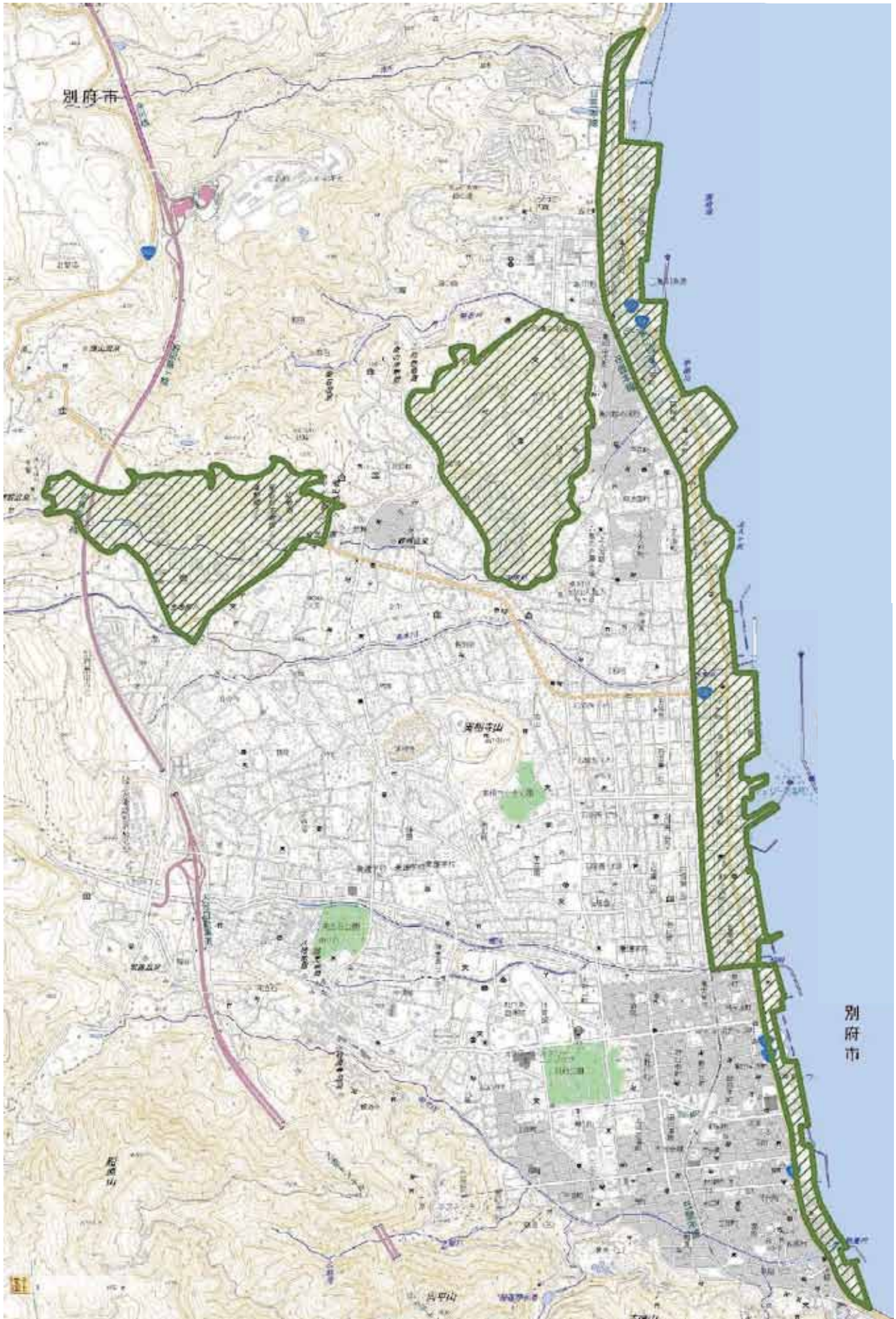
(平成24年3月末現在)

区分	指定地域	指定面積	指定地域の範囲	指定年月日
別府地域	明ばん鉄輪地域	130	別府市の明ばん、鉄輪温泉地帯背後の丘陵山地の地域	S49.3.15
	野田地域	150	別府市の亀川地区背後の貴船域を中心とした丘陵山地の地域	S49.3.15
	海岸地域	330	東別府から亀川に至る国道10号線より別府湾沿いの地域	S49.3.15
計		610		
佐伯地域	佐伯中部地域	620	番匠川、中江川及び日豊本線に囲まれた地域	S62.4.7
合計	4 地域	1,230		



県指定緑化地域: 佐伯中部地域





県指定緑化地域：別府地域

学校林一覽

平成24年3月末現在

NO	所在地	学校名	面積	樹種	設置年	管理等方針
1	大分市	野津原東部小学校	0.55	スギ	1922	していない
2		院内北部小学校	1.47	スギ	1987	していない
3	宇佐市	院内中部小学校	7.4	スギ、ヒノキ、アカマツ、クロマツ、シイカシ、竹	1960	利用困難
4		院内中部小学校上院内分校	0.85	スギ、ヒノキ、シイカシ、竹	1960	管理困難
5		南院内小学校	6.45	スギ	1940	していない
6	国東市	武蔵東小学校	1.26	スギ、ヒノキ	1956	実施中
7	臼杵市	野津小学校	0.76	ヒノキ、クヌギ	1976	現状維持
8		田野小学校	0.75	スギ、ヒノキ		現状維持
9	佐伯市	上堅田小学校	2.3	スギ	1952	縮小
			8.7	スギ	1956	現状維持
10		明治小学校	11.35	スギ	1956	現状維持
			20.3	スギ	1956	現状維持
			112.7	スギ、ヒノキ	1956	現状維持
11		上野小学校	5.84	スギ	1906	現状維持
12		切畑小学校	1.73	スギ、ヒノキ、アカマツ、クロマツ	1957	現状維持
13	下堅田小学校	1	スギ	1900	現状維持	
14	木立小学校	0.45	ヒノキ	1951	現状維持	
15	日田市	高瀬小学校	7.07	スギ、ヒノキ	1909	維持管理中
			4.4	スギ、ヒノキ	1909	維持管理中
			2.33	スギ、ヒノキ	1909	維持管理中
			0.44	スギ、クヌギ	1909	維持管理中
16		岡本小学校	0.86	スギ、クヌギ		現状維持
			0.05	クヌギ		現状維持
17		竹田小学校	2.48	スギ	1956	縮小
			0.59	スギ、竹	1956	縮小
18	竹田市	祖峰小学校	0.22	スギ	1960	現状維持
			0.46	スギ	1965	現状維持
19		城原小学校	1.2	スギ	1928	現状維持
			0.35	クヌギ	1928	縮小
20		宮城台小学校	0.1	シイ、カシ	1961	縮小
			1.2	シイ、カシ	1961	縮小
21		白丹小学校				縮小
22	豊後高田市	桂陽小学校	8.6	スギ、ヒノキ、アカマツ、クロマツ	1950	現状維持
			3.2	ヒノキ、アカマツ、クロマツ	1950	現状維持
23	宇佐市	天津小学校	5.3	ヒノキ、アカマツ、クロマツ	1956	現状維持
24	杵築市	向野小学校	0.37	スギ	1961	現状維持
25		上小学校	1.91	スギ、ヒノキ、シイ・カシ	1959	現状維持
26		山浦小学校	0.45	スギ、ヒノキ	1937	現状維持
			0.22	スギ	1937	現状維持
27	日出生小学校	0.15	スギ、ヒノキ	1949	縮小	
28	玖珠町	小田小学校	1.98	スギ	1953	現状維持
29		八幡小学校	3.12	スギ、サクラ、モミジ		現状維持
30		古後小学校	1.2	スギ、ヒノキ	1953	縮小
31	由布市	大津留小学校	0.53	スギ、ヒノキ		現状維持
32	豊後大野市	大野小学校	0.85		1949	縮小
33		緒方小学校	1.3	スギ、アカマツ	1958	現状維持
34		三重東小学校	1.9	ヒノキ	1894	現状維持
35		三重第一小学校	0.9	スギ、ヒノキ		現状維持
36	大分市	坂ノ市小学校	26.9	スギ、ヒノキ	1955	現状維持
37	宇佐市	安心院中学校	8.31	スギ、ヒノキ、アカマツ	1964	現状維持
			1.56		1949	現状維持
			0.5	スギ、ヒノキ	1949	現状維持
38	臼杵市	西中学校	1.17	スギ	1949	現状維持
39	佐伯市	昭和中学校	4.5	スギ	1953	現状維持
40		鶴谷中学校	1	スギ	1951	縮小
41	日田市	南部中学校	4.91	スギ、ヒノキ	1955	現状維持
42		東有田中学校	1.98	スギ、ヒノキ	1958	現状維持
43	玖珠町	山浦中学校	1.85	スギ	1955	縮小
44	竹田市	竹田南部中学校	0.13	スギ	1986	現状維持
45	宇佐市	西部中学校	1.24	スギ、ヒノキ、アカマツ		現状維持
			9.21	スギ	1950	現状維持
			9.11	スギ	1950	現状維持
46	豊後高田市	高田中学校	3.42	スギ	1950	現状維持
47	杵築市	山香中学校	0.6			現状維持
48	日出町	南端中学校	0.65	竹	1957	現状維持
49	玖珠町	玖珠中学校	5.2	スギ		現状維持
50	由布市	庄内中学校	0.62	広葉樹	1970	現状維持
51	豊後大野市	緒方中学校	1.09	スギ	1958	現状維持
52		三重中学校	2.82	ブナ	1950	縮小
53		千歳中学校	9.92	スギ、アカマツ	1950	縮小
54	大分市	吉野中学校	0.73	アカマツ、シイ・カシ、竹	1947	現状維持

# みどりの少年団結成状況

(平成25年1月1日現在)

地区	数	団名	設立年月日	団員数	市町
東部地区	1	武蔵町みどりの少年団	S54. 9	45	国東市
	2	国東町みどりの少年団	H15. 7	38	〃
	3	国見町伊美小学校みどりの少年団	S56. 10	51	〃
	4	安岐町中央小学校みどりの少年団	H21. 1	24	〃
	5	別府しみどりの少年団第1・3分団	S49. 11	12	別府市
	6	別府しみどりの少年団第2・4分団	〃	19	〃
	7	上小学校みどりの少年団	〃	24	杵築市
	8	田原小学校みどりの少年団	S53. 11	31	〃
			244		
中部地区	1	大分市子ども会みどりの少年団	S51. 3	3,800	大分市
	2	野津原西部小学校みどりの少年団	S57. 3	17	〃
	3	野津原中部小学校みどりの少年団	〃	43	〃
	4	野津原東部小学校みどりの少年団	〃	120	〃
	5	川西小学校みどりの少年団	S52. 9	35	由布市
	6	谷小学校みどりの少年団	〃	77	〃
	7	石城小学校みどりの少年団	S55. 4	43	〃
	8	南庄内小学校みどりの少年団	H元. 4	23	〃
	9	塚原小学校みどりの少年団	H 4. 3	21	〃
	10	川登小学校みどりの少年団	S56. 9	56	臼杵市
			4,235		
南部地区	1	青山小学校みどりの少年団	S53. 11	24	佐伯市
	2	明治小学校みどりの少年団	〃	24	〃
	3	直川小学校みどりの少年団	〃	17	〃
	4	宇目緑豊小学校みどりの少年団	〃	38	〃
	5	西浦小学校みどりの少年団	S60. 4	17	〃
			120		
豊肥地区	1	豊後大野小学校みどりの少年団	H11. 5	53	豊後大野市
	2	久住小学校みどりの少年団	S54. 12	34	竹田市
	3	白丹小学校みどりの少年団	〃	24	〃
	4	直入小学校みどりの少年団	S55. 4	95	〃
	5	荻小学校みどりの少年団	S63. 4	186	〃
			392		
西部地区	1	つのむれみどりの少年団	H元. 4	16	玖珠町
	2	きりかぶみどりの少年団	H 2. 11	15	〃
	3	日田市高瀬みどりの少年団	S60. 10	37	日田市
	4	みわみどりの少年団	H23. 6	22	〃
	5	東有田育成会みどりの少年団	H24. 5	22	〃
			112		
北部地区	1	三郷小学校みどりの少年団	S57. 11	108	中津市
	2	上津小学校みどりの少年団	S63. 4	32	〃
	3	ありんこクラブみどりの少年団	H19. 4	57	〃
	4	西馬城小学校みどりの少年団	S55. 3	33	宇佐市
	5	津房小学校みどりの少年団	S57. 11	40	〃
	6	南院内小学校みどりの少年団	S63. 4	25	〃
	7	長峰小学校みどりの少年団	H22. 9	68	〃
	8	真玉小学校みどりの少年団	H15. 4	121	豊後高田市
	9	香々地小学校みどりの少年団	S54. 5	69	〃
	10	三浦小学校みどりの少年団	〃	49	〃
	11	田染小学校みどりの少年団	S58. 9	31	〃
			633		
	計	44団		5,736	

国・県指定天然記念物(植物) 一覧

平成24年9月19日現在

区分	名称	市町村
国	柞原八幡宮のクス	大分市
国	松屋寺のソテツ	日出町
国	大杵社の大スギ	由布市
国	宇佐神宮社叢	宇佐市
国	堅田郷八幡社のハナガガシ林	佐伯市
県	桜八幡神社社叢	国東市
県	靱山八幡社大ケヤキ	竹田市
県	竹野浦のビロウ	佐伯市
県	ブナの原生林	中津市
県	千本カズラ	中津市
県	高島のビロウ自生地	大分市
県	山蔵のイチイガシ	宇佐市
県	清田川のレンゲツツジ群落	玖珠町
県	日出の大サザンカ	日出町
県	ゲンカイツツジ	中津市
県	キシツツジ	中津市
県	橋木のシンパク	竹田市
県	長湯のヒイラギ	竹田市
県	宮処野神社の社叢	竹田市
県	宇目の野生キリ	佐伯市
県	宮砥八幡社の社叢	竹田市
県	神原のトチ	竹田市
県	姥目のウバメガシ	津久見市
県	武蔵のサツキツツジ	国東市
県	鹿嵐山のツクシシャクナゲ群落	宇佐市
県	岳本のコナラ原生林	由布市
県	五所明神のナギ	佐伯市
県	洞明寺のナギ	佐伯市
県	宿善寺のナギ	佐伯市
県	御嶽の原生林	豊後大野市
県	蒲江カズラ	佐伯市
県	スダシイ原生林	国東市
県	御手洗神社のナギ	豊後大野市
県	穴権現社叢	豊後大野市

区分	名称	市町村
県	沖黒島の自然林	佐伯市
県	横島のビャクシン自生地	佐伯市
県	野平のミツガシワ自生地	玖珠町
県	鹿毛のスダシイ原生林	豊後大野市
県	大島のアコウ林	佐伯市
県	武多津社の境内林	国東市
県	文殊仙寺の自然林	国東市
県	経塚山ミヤマキリシマ自生地	日出町
県	八坂神社のハナガガシ林	佐伯市
県	矢形神社の境内林	豊後大野市
県	鶴見権現社のイチイガシ林	別府市
県	御嶽権現社の自然林	別府市
県	日吉社のコジイ林	臼杵市
県	津江神社のスギと自然林	日田市
県	長谷寺境内林	中津市
県	田口のイチイガシ林	中津市
県	高塚地蔵のイチョウ	日田市
県	野津町のキンメイモウソウ	臼杵市
県	健男社のスギと自然林	豊後大野市
県	城八幡社の自然林	佐伯市
県	内田神社のイチイガシ	豊後大野市
県	久住のツクシボダイジュ	竹田市
県	朝見神社のアラカシ林とクスノキ	別府市
県	高平のイワシデ林	中津市
県	杵築若宮八幡社の境内林	杵築市
県	鞍形尾神社の自然林	日田市
県	暁嵐の滝岩上植物群落	佐伯市
県	最勝海浦のウバメガシ林	佐伯市
県	大原の境木カシワ	九重町
県	相挾間のブンゴボダイジュ	九重町
県	間越のウバメガシと自然林	佐伯市
県	鷹鳥屋山の自然林	佐伯市
県	山浦のイチイガシ林とウラジロガシ林	竹田市

自然公園法及び県立自然公園条例に基づく自然公園指定区域一覧  
 (平成23年3月末現在)

(面積:ha)

公園名	指定年月日	面積	公園区域概要	所在市町村
瀬戸内海国立公園	昭和9年3月16日 25年5月18日 (区域変更) 31年5月1日 (区域変更)  59年9月20日 (区域変更)	2,933	本県はこの公園の最西端にあり、姫島、両子・文殊地区、高崎山、高島地区からなる	大分市、豊後高田市、国東市、姫島村
阿蘇くじゅう国立公園 (S61.9.10名称変更「くじゅう」を挿入)	昭和9年12月4日 28年9月1日 (区域変更) 31年5月1日 (区域変更) 40年3月25日 (区域変更) 56年12月14日 (区域変更) 61年9月10日 (区域変更) 平成7年12月12日 (区域変更)	18,310	九州本土最高峰のくじゅう、火山群、久住、飯田高原から奥別府までとりこむ、山岳と高原の公園	別府市、竹田市、由布市、九重町、玖珠町
耶馬日田英彦山 国定公園	昭和25年7月29日 47年7月1日 (区域変更)  56年9月5日 (区域変更)	74,773	英彦山中心に、耶馬溪、岩扇山、万年山一帯及び日田、天瀬、松原ダムなど	中津市、日田市、宇佐市、九重町、玖珠町
祖母傾 国定公園	昭和40年3月25日	10,240	宮崎県の大崩山、高千穂峡一帯と、祖母傾山系、三國峠、藤河内溪谷など含み、山岳を中心とした公園	佐伯市、竹田市、豊後大野市
日豊海岸 国定公園	昭和49年2月15日	28,474	佐賀関半島から宮崎県美々津海岸に至る、日豊海岸と呼ばれるリアス式海岸、海域景観公園	大分市、佐伯市、臼杵市、津久見市

陸地のみ



(面積:ha)

公園名	指定年月日	面積	公園区域概要	所在市町村
国東半島 県立自然公園	昭和26年3月30日 54年6月5日 (区域変更)  (特別地域指定)	19,691  陸地のみ	国東半島内陸部とリアス式海岸の北部海岸、白砂青松の南部海岸からなる公園	豊後高田市、杵築市、宇佐市、国東市
豊後水道 県立自然公園	昭和26年3月30日 49年5月31日 (区域変更)	8,272	日豊海岸国定公園に接続する長目、四浦、鶴見、入津半島などのリアス式海岸とカルスト地形の八戸台一帯からなる	佐伯市、臼杵市、津久見市
神角寺芹川 県立自然公園 (36.4.28名称変更「芹川」を挿入)	昭和26年3月30日 36年4月28日 (区域変更)	10,066	神角寺を中心に鎧ヶ岳、烏帽子岳、芹川ダム、長湯温泉から用作公園、県民の森からなる	大分市、竹田市、豊後大野市、由布市
津江山系 県立自然公園	昭和26年3月30日 60年9月20日 (区域変更)	16,246	釈迦岳、御前岳、酒吞童子岳、渡神岳など山岳中心公園、ブナ、ミズナラ、シオジ等の原生林	日田市
祖母傾 県立自然公園	昭和26年3月30日 40年3月25日 (区域変更)	14,124	祖母傾国定公園に隣接する山岳中心公園	竹田市、豊後大野市、佐伯市

※出典:大分県環境白書

自然環境保全地域指定状況

(平成23年3月末現在)

(面積:ha)

名称	所在地	指定年月日	面積	自然環境の特質
大分県 武多都 自然環境保全地域	国東市	昭和51年12月7日	3.3	武多都社の境内林で、常緑広葉樹スダジイ・コジイの天然林は国東半島に残る希少価値のあるまとまった森林である。
大分県 小城山 自然環境保全地域	国東市	昭和51年12月7日	3.4	宝命寺の境内林を中心とする常緑広葉樹スダジイの天然林で、国東半島に残る希少価値のあるまとまった森林である。
大分県 霊山 自然環境保全地域	大分市	昭和54年3月30日	2.8	大分県特有のオオイタサンショウウオの生息繁殖場としての地域、大分地区で少なくなったコジイの典型林が残り、アカガシ、アラカシ等の森林が順調に復元し、常緑広葉樹林を造りつつある。
大分県 湯山 自然環境保全地域	由布市	昭和54年3月30日	3.9	標高650～750m比較的高知にありながら、シロダモ、ユズリハなどの常緑広葉樹含み、高木層にはコナラ、イヌテなどの落葉広葉樹の両者で構成された、常落混交の天然林である
大分県 丸山 自然環境保全地域	日田市	昭和59年10月6日	1.7	九州北東部と中国西南部の内陸丘陵地に特有とされるコジイ＝インモチ群集の常緑広葉樹がまとまって残された地域性の強い貴重な天然林である
大分県 堂迫 自然環境保全地域	日田市	昭和59年10月6日	1.1	
計 6ヶ所	—	—	16.2	

※出典:大分県環境白書

## 都市公園の現況

公園種別	住区基幹公園						都市基幹公園				大規模公園					
	街区公園		近隣公園		地区公園		総合公園		運動公園		広域公園		クリエイション公園		風致公園	
都市名	箇所	面積	箇所	面積	箇所	面積	箇所	面積	箇所	面積	箇所	面積	箇所	面積	箇所	面積
大分市	507	102.92	22	41.56	4	20.47	7	67.48	3	29.01	2	167.87			3	7.01
別府市	125	11.27	7	8.21	1	6.38	2	38.1	1	12.41					1	5.79
中津市	14	3.68	6	7.14	0	0	1	6.4	1	24.08						
日田市	23	4.98	3	4.94	3	10.42	2	23.77	0						3	3.93
佐伯市	17	4.45	1	1	0	0	1	6.72	1	43.75						
臼杵市	2	0.28	0	0	0	0	3	21.36	0							
津久見市	23	3.32	2	2	2	9.16	0	0	0							
竹田市	1	0.39	3	4.9	0	0	0	0	1	17.4						
豊後高田市	5	1.31	1	2.2	1	8.4	0	0	0							
杵築市	17	1.75	1	2.51	0	0	1	8.47	0						1	5.17
宇佐市	7	2.03	1	1.14	2	12.33	0	0	0							
豊後大野市	4	1.36	0	0	0	0	1	10.46	0							
由布市	20	2.11	0	0	1	5.89	0	0	0							
国東市	3	0.98	0	0	0	0	0	0	0							
日出町	9	2.31	1	1.01	3	9.31	1	10.91	0		1	31.45				
玖珠町	0	0	0	0	0	0	1	4.01	0							
都市公園計	777	143.14	48	76.61	17	82.36	20	197.68	7	126.65	3	199.32	0	0	8	21.9

特別地区公園(カントリーパーク)		箇所	面積
日田市(天瀬町)		1	6.7
佐伯市(弥生町)		1	4.83
竹田市(直入町)		1	6.2
宇佐市(院内町)		1	13
豊後大野市(緒方町)		1	18.1
由布市(庄内町)		1	9.88
国東市(国見町)		1	7.6
小計(カントリーパーク)		7	66.31

県計	777	143.14	48	76.61	24	148.67	20	197.68	7	126.65	3	199.32	0	0	8	21.9
----	-----	--------	----	-------	----	--------	----	--------	---	--------	---	--------	---	---	---	------

※1人当たりの面積は都市公園面積÷都市計画区域内人口(人)

・都市公園内人口の位取りにより表示値と計算値は一致しない

(平成24年3月末現在)  
面積:ha

特殊公園						緩衝緑地		都市緑地		広場公園		緑道		都市公園 合計		都市公園 人口	1人当 面積	
動植物公園		歴史公園		墓園		箇所	面積	箇所	面積	箇所	面積	箇所	面積	箇所	面積	(千人)	(㎡)	
1	8.58	2	0.68			4	110.21	133	114.42	1	1.13	14	17.76	703	689.1	465	14.73	
						1	0.94					2	2.12	140	85.22	119	7.16	
		2	1.71					1	1.17					25	44.18	70	6.34	
														34	48.04	53	9.14	
		1	44.36					14	1.7			2	2.76	37	104.74	40	26.14	
														5	21.64	29	7.43	
														27	14.48	17	8.59	
														5	22.69	8	27.55	
										1	0.21			8	12.12	14	8.36	
														20	17.9	21	8.6	
														10	15.5	46	3.4	
														5	11.82	14	8.31	
														21	8	24	3.33	
		1	4.31											4	5.29	5	11.67	
														15	54.99	28	19.92	
														1	4.01	11	3.78	
1	8.58	6	51.06	0	0	5	111.15	148	117.29	2	1.34	18	22.64	1,060	1,159.72	964	12.05	
															1	6.7	6	11.17
															1	4.83	7	6.9
															1	6.2	3	20.67
															1	13	5	26
															1	18.1	6	30.17
															1	9.88	9	10.98
															1	7.6	5	15.2
1	8.58	6	51.06	0	0	5	111.15	148	117.29	2	1.34	18	22.64	1,067	1,226.03	1,005	12.22	

「おおいた百年の森」選定状況

(平成24年3月末現在)

番号	名称	場所	林相	面積	指定年度
1	熊野権現の森	豊後高田市	広葉樹天然林一部スギ	1.6	H15
2	陣屋の森	由布市	広葉樹天然林スギ人工林	7.5	〃
3	えぼしふれあいの森	豊後大野市	スギ・ヒノキ・広葉樹木・混交林	4.7	〃
4	200海里の森	日田市	国有林:天然林、民有林:スギ・ヒノキ・広葉樹	106.0	〃
5	鬼籠天領の森	国東市	広葉樹	27.0	H16
6	保戸島水源の森	津久見市	シイ・カシ等の常緑広葉樹	29.0	〃
7	入田名水の里の森	竹田市	里山林:スギ・広葉樹、竹林	25.0	〃
8	大平山ふれあいの森	中津市	コナラ等落葉広葉樹	16.5	〃
9	県民の森	大分市	人工林 スギ、ヒノキ	150.0	H17
10	城山の森	佐伯市	シイ・カシ等の常緑広葉樹	48.0	〃
11	立羽田の景	玖珠町	広葉樹 マツ ツツジ コナラ	12.5	〃
12	うるが水台	九重町	スギ・クヌギ・湿原	21.0	〃
13	大村山の森	杵築市	スギ・ヒノキ・広葉樹木	22.0	〃
14	鷹居の森	宇佐市	広葉樹 シイ・カシ・タブ	4.1	〃

## 森林体験等ができる施設一覧

(平成24年3月末現在)

NO	施設名 (機関・団体名)	所在地	施設連絡先	都道府県担当	市町村担当
1	大分県民の森	大分市大字廻栖野	097-588-0656 FAX 588-0675	農林水産部 森林整備室 097-506-3885	
2	伐株山憩いの森	玖珠郡玖珠町大字山田 字万年山3351	09737-2-6426	農林水産部 森との共生推進室 097-506-3872	玖珠町農林業振興課 農林土木係 0973-72-7164
3	祖母山麓体験交流施設 「あ祖母学舎」 (あそぼうがくしゃ)	竹田市大字神原13	0974-67-2121 FAX 67-2181		竹田市教育委員会 社会教育課 (生涯学習課) 0974-63-4817
4	森林公園「憩の森」	佐伯市直川大字赤木 1262	0972-58-2517		佐伯市直川振興局 地域振興・教育課 0972-58-2111

## 森林ボランティア登録団体一覧

(平成24年12月末現在)

NO	グループ名	住所 (旧市町村一部掲載)
1	女性林研なおかわ	佐伯市
2	NPO法人緑の工房ななぐらす	大分市
3	大野町森林クラブ	豊後大野市大野町
4	大分グリーンヘルパーの会	大分市
5	佐伯広域森林組合	佐伯市
6	大分県森林土木建設業協会大分支部	大分市
7	湯ノ見岳愛育会	福岡県大野城市
8	田来原新しい森林づくり推進会議 200海里の森づくり	日田市大山町
9	下草刈り実行委員会	日田市中津江村
10	日田林業500年を考える会	日田市中津江村
11	「水の森」の会	日田市
12	森林体験クラブ	日田市上津江町
13	きやどんクラブ	日田市上津江町
14	松林蘇生会	宇佐市
15	糸島地区筑後川の源流を守る会	日田市上津江町
16	ふくおか篠栗かみつえ山を緑にする会	日田市
17	日産プリンス大分販売	大分市
18	耶馬の森林育成協議会	中津市
19	九州電力株式会社日田電力所	日田市天瀬町
20	佐伯MARINEロータリークラブ	佐伯市
21	宇佐市故里の自然を守る会	宇佐市
22	NPO法人ワンダフルワーク	宇佐市
23	つくみ環境美化グループ	津久見市
24	九州電力株式会社大分支店	大分市
25	株式会社 HIヒロセ	大分市
26	株式会社 丸徳印刷	大分市
27	NPO法人グリーンインストラクターおおいた	大分市
28	NPO法人 碧い海の会	大分市
29	大分銀行の森づくり	大分市
30	ボランティアアリょうぜん会	大分市
31	奥江の森を元気にする会	由布市湯布院町
32	山川草木シューレ	杵築市山香町
33	麻生地区活性化センター運営委員会	宇佐市
34	NPO法人おたすけネットひびき	宇佐市
35	おおいた森林組合	由布市庄内町
36	(一社) ガールスカウト日本連盟大分県第25団	大分市
37	九重ふるさと自然学校	玖珠郡九重町
38	NPO法人アイラブグリーン大分	大分市
39	環境フォーラム	佐伯市
40	千部もみじ村	豊後高田市
41	東国東郡森林組合	国東市国東町
42	日本環境クラブ	大阪市東住吉区

43	明治楽友会	大分市横尾
44	野津末広会	臼杵市野津町
45	アグリ倶楽部	杵築市山香町
46	(公益財団法人) 森林ネットおおいた	大分市
47	(社) 大分県造園建設業協会	大分市
48	(社) 大分県治山林道協会	大分市
49	NPO山守り隊	由布市庄内町
50	塚野地域協働森林づくりボランティア	大分市
51	両子の森プロジェクト	国東市安岐町
52	うーたの会	大分市
53	森林の応援団イン大分	大分市
54	豊後ふるさと再生塾「昭和の里かぐや姫」	大分市
55	さかのせき・彩彩カフェ	大分市
56	生命(いのち)の森を育てる会	大分市
57	株式会社オーイーシー	大分市
58	NPO法人 しだれの里を創る会	竹田市直入町
59	おおいた上野の森の会	大分市
60	(一般財団法人) 明日の笑顔研究会	大分市

※H25.1現在 大分県森林づくりボランティア支援センターホームページ掲載分  
(詳細はホームページ: <http://www.o-midori.jp/> をご覧ください)



# 企業参画の森林づくり協定締結実績

(平成24年3月末現在)

締結年度	締結順番号	参画企業名	森林所有者	協定所在地 (旧市町村一部掲載)	面積 (ha)
14	1	サッポロビール(株)新九州工場	高瀬生産森林組合	日田市	4.1
	2	(株)テレビ大分	佐伯広域森林組合	佐伯市	0.6
15	3	(株)ホームインブループメントひろせ	おおいた森林組合	大分市、由布市一円	5.8
	4	九州電力(株)中津営業所	山国川流域森林組合 (下毛郡森林組合)	中津市一円	1.9
	5	(株)九電工中津営業所			
	6	(財)九州電気保安協会中津事業所			
	7	(株)川原建設			
16	8	谷川建設工業(株)	共有林	佐伯市弥生	0.7
	9	九州ジーシー(株)・株式会社久住建設	入田地区活性化協議会	竹田市	0.5
	10	九州ジーシー(株)・株式会社久住建設	入田地区活性化協議会	竹田市	
17	11	NTT西日本大分支店	豊後大野市	豊後大野市大野町	1.9
	12	大分銀行	由布市・共有林	由布市湯布院町	0.3
18	13	日産プリンス大分販売(株)	由布市・共有林	由布市湯布院町	0.4
	14	丸徳印刷(株)	由布市・牧野組合	由布市湯布院町	0.5
19	15	(株)東芝大分工場	牧野組合	由布市湯布院町	7.1
	16	(株)オーシー	竹田市	竹田市久住町	0.3
20	17	NTTドコモ九州支社	寺社有林	国東市国東町	0.2
	18	近畿環境興産(株)	臼杵市	臼杵市野津町	0.1
	19	西日本高速道路(株)九州支社中津工事事務所	私有林	中津市三光	0.3
	20	九州電力(株)大分支店	日田市	玖珠町	1.6
	21	西日本高速道路(株)	由布市	由布市湯布院町	5.0
	22	西日本高速道路SHD(株)			
	23	(株)東芝	大分県	大分市	3.6
21	2	(株)テレビ大分	私有地(佐伯広域森林組合)	佐伯市	0.6
	24	オルタスクエア(株)	私有地(佐伯広域森林組合)	佐伯市弥生	0.6
	15	(株)東芝大分工場	豊後大野市	豊後大野市緒方町	3.6
	20	九州電力(株)大分支店	日田市	玖珠郡玖珠町	1.5
22	20	九州電力(株)大分支店	九重町	玖珠郡九重町	0.3
	25	大分ケーブルテレコム株式会社	共有林	国東市武蔵町	0.1
23	20	九州電力(株)大分支店	由布市	由布市湯布院町	1.5
	12	大分銀行	由布市	由布市湯布院町	1.5
	20	九州電力(株)大分支店	由布市	由布市湯布院町	0.6
	26	株式会社オーイーシー	共有林	竹田市直入町	1.0
	合計	26社が締結			46.2

## 森林インストラクター登録者名簿

(平成24年3月末現在 大分県分)

NO	氏名	現住所 (一部旧市町村名 使用)	登録番号
1	いけなが くに お 池永 邦夫	日田市	7-0352
2	かが 加賀 英昭	由布市湯布院町	6-0269
3	かみかわ 神川 建彦	日田市	9-0623
4	かわづ 河津 文昭	日田市	18-2436
5	きでら 木寺 孝夫	臼杵市	16-1961
6	くわはら 桑原 崇	由布市湯布院町	21-3056
7	さがら 相良 尊徳	玖珠郡玖珠町	13-1308
8	さとう 佐藤 秀二	大分市	21-3076
9	しだ 志田 明子	大分市	19-2672
10	せぐち 瀬口 三樹弘	大分市	12-1075
11	ふるた 古田 京太郎	日田市	16-2077
12	みけだ 三ヶ田 雅敏	由布市挾間町	8-0487
13	みね 嶺 孝典	大分市	22-3336
14	もりなが 守長 十郎	大分市	12-1003

※森林インストラクターの資格は、(社)全国森林レクリエーション協会が行う森林インストラクター資格試験に合格し、当協会に登録することでその称号が付与されます。

・平成3年から資格試験を実施し、現在3,022名が登録しています。

・森林インストラクターは、森林を利用する一般の方々に対して、森林や林業に関する知識・技能を説明し、森林の案内や森林内での野外活動の指導を行います。登録者は、その十分な水準を有したの方々です。(出典:森林インストラクター登録者名簿 (社)全国森林レクリエーション協会)

・ホームページ: <http://www.shinrin-insutructor.org/>

・大分森林インストラクター会が平成14年5月に設立されています。

# グリーンインストラクター登録者名簿

NO	認定年度	氏名	住所	NO	認定年度	氏名	住所	NO	認定年度	氏名	住所
1	11	くわの 桑野 功	大分市	41	13	あそう のぶ 麻生 信義	日田市	81	14	とだか 戸高 ちづよ	佐伯市
2		はらの 波多野 英治	大分市	42		あらがね 荒金 泰子	大分市	82		なかしま 中島 昌己	日田市
3		たけい 竹井 之	由布市	43		むらこし 牽越 寛子	大分市	83		はらぐち 原口 サトミ	中津市
4		みね 額 孝典	大分市	44		ただし 田代 和芳	中津市	84		ふるた 古田 京太郎	日田市
5		かわの 川野 弘登	別府市	45		あおき 青木 悦子	玖珠町	85		みね 額 雪江	大分市
6		みやもと 宮本 光生	大分市	46		あづま 東 州輝	大分市	86		やまき 山崎 美土子	佐伯市
7		かわの 河野 よしのり	大分市	47		いとう 伊東 博光	大分市	87		やまもと 山本 一夫	豊後高田市
8		せとや 瀬戸屋 耕二	別府市	48		いのうえ 井上 祐子	日田市	88		あそう 麻生 瑞穂	大分市
9		こうさ 後藤 万寿雄	玖珠町	49		いわもと 岩本 恒夫	別府市	89		あべ 安部 躬知子	大分市
10		としやま 芳山 憲祐	大分市	50		きのした 木下 和彦	中津市	90		おぎた 萩田 和子	大分市
11		はらだ 原田 透	大分市	51		くどう 工藤 恭子	由布市	91		かきこ 恒迫 弘美	日出町
12		なかほら 中原 よう子	別府市	52		こが 古賀 早百合	大分市	92		かなまる 金丸 妙子	中津市
13		いとう 伊東 とみこ	大分市	53		ごしま 五島 美智子	大分市	93		かまた 鎌田 敏雄	大分市
14		かさい 葛西 満里子	大分市	54		まいた 真田 康広	大分市	94		かわさき 河崎 日出夫	臼杵市
15		いわお 岩尾 れい子	大分市	55		さとう 佐藤 きほり	大分市	95		かわの 川野 しゅんいち	津久見市
16		ふたむら 二村 まり子	大分市	56		すえみつ 末光 良一	由布市	96		おにづか 鬼塚 たか子	大分市
17		おおはら 大原 フサ子	大分市	57		すぎた 杉田 重臣	大分市	97		さわがし 澤岡 潤治	大分市
18		ひまた 匹田 れい子	大分市	58		すなだ 砂田 よういち	佐伯市	98		しんかく 賤川 ティエ	大分市
19		まき 牧 ましえ	大分市	59		たかせ 高瀬 智望	大分市	99		たしろ 田代 和徳	中津市
20		やまと 大和 よしえ	大分市	60		たかのぼし 高野橋 豊	大分市	100		ときた 時田 純子	中津市
21	いづみ 泉 かずのり	中津市	61	たなか 田中 やす子	大分市	101	とく丸 徳丸 正義	日出町			
22	ながた 永田 ひでたか	中津市	62	はらぐち 原口 俊章	中津市	102	のだ 野田 みち子	熊本県			
23	かねだ 金田 ふみお	大分市	63	ふじの 藤野 てつお	玖珠町	103	はた 秦 治國	国東市			
24	あそう 麻生 りょう	大分市	64	みやの 宮野 敬樹	大分市	104	ひらぬめ 百留 和明	大分市			
25	たけうち 竹内 邦夫	大分市	65	もりなが 守長 十郎	大分市	105	ほり 堀 ひろし	杵築市			
26	たなか 田坂 謙仁	玖珠町	66	たい 台 恵理子	大分市	106	みうら 三浦 恒美	大分市			
27	たなべ 田辺 勇	大分市	67	わたなべ 渡辺 まさはる	大分市	107	ゆき 幸 のりゆき	大分市			
28	あそん 阿孫 ひさみ	竹田市	68	あきよし 秋吉 賢士	大分市						
29	おじろ 小城 つらえ	豊後大野市	69	あしかり 芦刈 みちよ	佐伯市						
30	ひめの 姫野 澄男	大分市	70	あらき 荒木 大介	豊後高田市						
31	つつみ 堤 賢三	大分市	71	いたい 板井 清明	大分市						
32	さほ 佐保 ひろし	佐伯市	72	いのうえ 井上 きみや	大分市						
33	かわの 河野 ひでみ	玖珠町	73	かき 加木 きよ子	大分市						
34	じくまる 軸丸 ゆうし	大分市	74	かしの 岸野 ひろみ	日出町						
35	うらまつ 浦松 たつお	由布市	75	くどう 工藤 ふくなり	大分市						
36	しゅくり 宿利 ただあき	玖珠町	76	くりき 栗木 しゅんいち	大分市						
37	みけだ 二ヶ田 まさとし	由布市	77	こうさ 後藤 のぶ子	竹田市						
38	ほり 堀 みち子	大分市	78	こうさ 後藤 もとほる	竹田市						
39	になぎ 蜷木 かずお	大分市	79	たけお 竹尾 義和	九重町						
40	さとう 佐藤 まさのぶ	日田市	80	たにがみ 谷上 かずとし	大分市						

(平成24年3月末現在)

※グリーンインストラクターは、県事業「グリーンリーダー21推進事業」(平成11年度～15年度)で養成、登録しました。  
 ・森林・林業・緑化に関する知識を有し、森林体験活動やボランティア活動、森林環境教育等をサポートする指導者で、要望に応じて派遣しています。  
 ・平成17年6月に、グリーンインストラクターが中心となって、NPO法人「グリーンインストラクターおおいた」が設立されています。

## 樹木医名簿

(平成24年3月末現在 大分県分)

NO	氏名	現住所 (一部旧市町村名 使用)	登録番号
1	あらき だいすけ 荒木 大介	豊後高田市	3
2	いけなが くにお 池永 邦夫	日田市	801
3	いさもと のぶよし 諫本 信義	日田市	81
4	おの しゅんじ 小野 俊二	大分市	898
5	かかわぎ たくみ 柏木 工	大分市	1510
6	かやしま まさあき 菅島 正昭	大分市	1992
7	かわづ ふみあき 河津 文昭	日田市	1513
8	せぐち みきひろ 瀬口 三樹弘	大分市	2021
9	たかみや たつみ 高宮 立身	日田市	268
10	たけい いたる 竹井 之	由布市湯布院町	436
11	たけうち くにお 竹内 邦夫	大分市	120
12	たなべ いさむ 田邊 勇	大分市	272
13	にしだ ひでき 西田 秀樹	大分市	1209
14	はた はるくに 秦 治國	国東市	371
15	みけだ まさとし 三ヶ田 雅敏	由布市挾間町	861
16	みね たかし 峯 孝	日田市	223
17	むらまつ こうせい 村松 幸成	速見郡日出町	543
18	もりなが じゅうろう 守長 十郎	大分市	786
19	よしの けんいち 吉野 賢一	由布市挾間町	551
20	わたぬき ようじ 綿貫 陽治	大分市	1848

※「樹木医」とは、(財)日本緑化センターによる資格審査に合格した者のみが使用できる商標登録された名称です。

・樹木医とは、樹木の診断及び治療、後継樹の保護育成並びに樹木保護に関する知識の普及及び指導を行う専門家です。

・樹木医資格審査・証明事業は平成3年度に「樹木医制度」が発足して以来、わが国唯一の樹木医資格認定機関である(財)日本緑化センターが実施しているもので、一般から高い評価を受けた結果、平成8年度からは民間技能審査事業認定制度の適用を受けて、社会的に奨励すべき事業として農林水産大臣の認定をいただきました。しかしながら、国の公的規制緩和の統一的な方針に基づき、民間技能審査事業認定制度そのものが平成12年度末でなくなりました。

このため、現在は(財)日本緑化センターの事業として実施しておりますが、これまでの実績を踏まえつつ、優れた知識・技術をもった樹木医の資格認定に努めております。

・樹木医は全国で2,020名です。(平成24年3月末現在)

\* (財)日本緑化センターホームページから抜粋

## 森の名手・名人認定一覧表

(平成25年1月末現在 大分県分)

NO	認定年度	氏名	推薦部門	生業等	現住所 (一部旧市町村名使用)
1	H14	おの くす お 小野 九洲男	森の恵み	しいたけ栽培	豊後大野市朝地町
2		もり ちかし 森 近	森づくり	機械集材	日田市大山町
3	H15	かとう しせい 加藤 至誠	森の恵み	しいたけ栽培	竹田市久住町
4		いとう きよみつ 伊藤 清光	加工	下駄づくり	日田市
5		ひだか まさあき 日高 正昭	森づくり	苗木生産	日田市
6	H16	ひろせ てるお 広瀬 照生	加工	炭焼き	臼杵市
7		さとう きくじ 佐藤 喜久二	森づくり	伐木・造材	玖珠郡九重町
8	H17	さとう ちあき 佐藤 千明	加工	竹細工	由布市庄内町
9	H18	うえの やま さだお 上野山 貞男	森づくり	製竹	国東市国見町
10		さとう 藤夫 佐藤 藤夫	森の恵み	しいたけ栽培	竹田市荻町
11		いしだ しょうたろう 石田 照太郎	森づくり	造林手(苗木生産)	杵築市
12	H19	みた い のぼる 三田井 昇	森の恵み	しいたけ栽培	竹田市荻町
13	H20	たかだ よしのり 高田 好則	森づくり	伐木造材手	玖珠郡玖珠町
14	H21	ふじわら たけお 藤原 武夫	加工	木工芸職人	中津市山国町
15	H22	おの しゅくほ 小野 祝保	森の恵み	しいたけ栽培	豊後大野市三重町
16		あやがき しんいち 綾垣 新市	森づくり	機械集材	日田市前津江町
17	H23	てらしま しずお 寺嶋 静夫	加工	炭焼き	佐伯市
18	H24	ごとう ふみお 後藤 文生	森の恵み	しいたけ栽培	由布市庄内町
19		たかくら さんぞう 高倉 三蔵	加工	木工芸職人	玖珠郡玖珠町

※(公社)国土緑化推進機構では、「もりのくに・につぼん運動」のリーディングプロジェクトとして、平成14年度から「森づくり」「森の恵み」「加工」「森の伝承・文化」の4部門から、すぐれた技を極め、他の模範となっている達人を「森の名手・名人」として選定しています。

森の名手・名人は、技術の伝承や森林と人との関わりのPR、提言など多方面で活動するとともに、「聞き書き甲子園」(農林水産省、文部科学省、環境庁、(特)共存の森ネットワーク、社団法人全国漁港漁場協会、全国内水面漁業協同組合連合会、(公社)国土緑化推進機構で構成された実行委員会主催)の取組において、高校生の聞き書き活動に対する協力を行っています。

・全国で993名の方が「森の名手・名人」に認定されています。(平成24年9月現在)

## 森林環境税を活用した事業実施状況（その1）

### 1 森林ボランティア参加者・登録団体・個人数の推移

年度	H18	H19	H20	H21	H22	H23	計	年平均
参加者数 (人)	9,361	9,511	9,734	12,567	12,608	12,497	66,278	11,046.3
登録団体 (団体)	31	34	41	46	51	53		
登録個人 (人)	583	1,000	1,233	1,318	1,912	2,056		

※1 参加者数は、県下各地で行われている森林づくり活動にボランティアで参加した人数

※2 登録団体は、大分県森林づくりボランティア支援センター登録した団体の延べ数

※3 登録個人は、大分県森林づくりボランティア支援センター登録したボランティアの延べ数

### 2 森林づくりボランティア技術向上研修開催状況

#### (1) 研修受講者数の推移

##### 森林ボランティアリーダー初級講座（初心者向け）

年度	H18	H19	H20	H21	H22	H23	計
回数(回)	4	4	3	3	3	3	20
人数(人)	44	47	32	25	30	41	219

##### 森林ボランティアリーダー上級講座（刈払機）

年度	H18	H19	H20	H21	H22	H23	計
回数(回)	1	1	1	1	1	1	6
人数(人)	29	37	30	30	30	31	187

#### (2) 研修会の内容

	初級講座	上級講座
対象	初心者	森林ボランティア経験者
目的	森林ボランティアの基礎知識を学んでもらい、森林ボランティアの裾野を広げる	刈払機を使った森林整備ができるボランティアの育成
座学	大分県の森林・林業 森林づくりの基礎知識 危険な動植物	林業作業の危機管理 法令・振動障害の予防 刈払い機の基礎知識
実習	応急手当 自然観察 植樹	点検と整備 刈払い作業

(平成24年3月末現在)

#### <初級講座>



#### <上級講座>



## 森林環境税を活用した事業実施状況（その2）

### 3 森の先生派遣事業実績

年度	H19	H20	H21	H22	H23	計	年平均
実施団体数(団体)	11	28	18	27	37	121	20.2
児童等体験者数(人)	434	1,117	700	1,953	1,797	6,001	1,000.2
先生派遣人数(人)	26	65	64	80	122	357	59.5
森の先生登録人数(人)	203	203	201	201	220		

※ 地球温暖化防止森林吸収源10ヵ年対策（国策）において、森林環境教育は重要な施策の柱の一つとして位置づけられている。その取組の一環として、森の先生派遣事業では、県が認定する「森の先生」を地域や学校等に派遣し、次代の森林づくりを担う子どもたちを対象に森林環境体験学習を実施しています。

### 4 県民提案事業実績

#### (1) 実施団体数

(単位:団体)

年度	H18	H19	H20	H21	H22	H23	計
森林づくり提案事業	15	28	35	32	14	26	150
美しい里山づくり支援事業	10	11	16	9	10	10	66
子どもの森整備事業	8	8	6	5	3	0	30
子どもの森林体験活動支援事業	8	20	20	15	10	13	86
計	41	67	77	61	37	49	332

#### (2) 参加者数

(単位:人)

年度	H18	H19	H20	H21	H22	H23	計
森林づくり提案事業	3,018	4,151	5,586	5,686	4,460	8,018	30,919
美しい里山づくり支援事業	948	555	769	449	1,111	1,879	5,711
子どもの森整備事業	684	769	270	372	174	0	2,269
子どもの森林体験活動支援事業	2,065	4,038	2,535	3,182	1,906	1,649	15,375
計	6,715	9,513	9,160	9,689	7,651	11,546	54,274

※ 県民提案事業は、NPO等が県民の参加を募って行う森林づくり活動や森林環境教育活動等の取り組みです。

### 5 里山等での竹林整備状況（おおいた竹林再生モデル事業等の実績）

・ 荒廃竹林の拡大防止及び里山林の利活用回復により、県土の保全と良好な景観確保並びに地域振興を図ります。

(単位:面積 ha、台、人)

項目	事業内容	H21	H22	H23	計
広葉樹林化	主要観光地周辺、幹線道路沿線等の荒廃竹林を除去し、広葉樹林への転換を図る	8.31	12.22	8.08	28.61 ha
景観保全	観光地周辺の荒廃竹林を地域景観とマッチするように伐竹整備し、観光資源としての活用を図る	0	0	0	0 ha
優良竹林化	たけのこ、竹材生産地として活用するために荒廃伐竹を整備し、持続的な生産・管理を図る	(13.31) 0	7.68	19.13	26.81 ha
処理効率化	市町村において、竹粉碎機を導入し、荒廃竹林の整備・利活用の効率化を図る	5	4	4	13 台
たけのこ生産技術研修	たけのこ生産技術の向上のために研修会を開催し、たけのこ生産活動の喚起を図る	30	37	75	142 人
計	実施面積 竹粉碎機導入件数 受講生人数	8.31 (21.62) 5 30	19.9 4 37	27.21 4 75	55.42 ha 13 台 142 人

※ 優良竹林化のH21実施面積、13.31haは他事業で実施、H21計21.62haを含みます。

\* 森林環境税活用事業実績より(平成24年3月末現在)

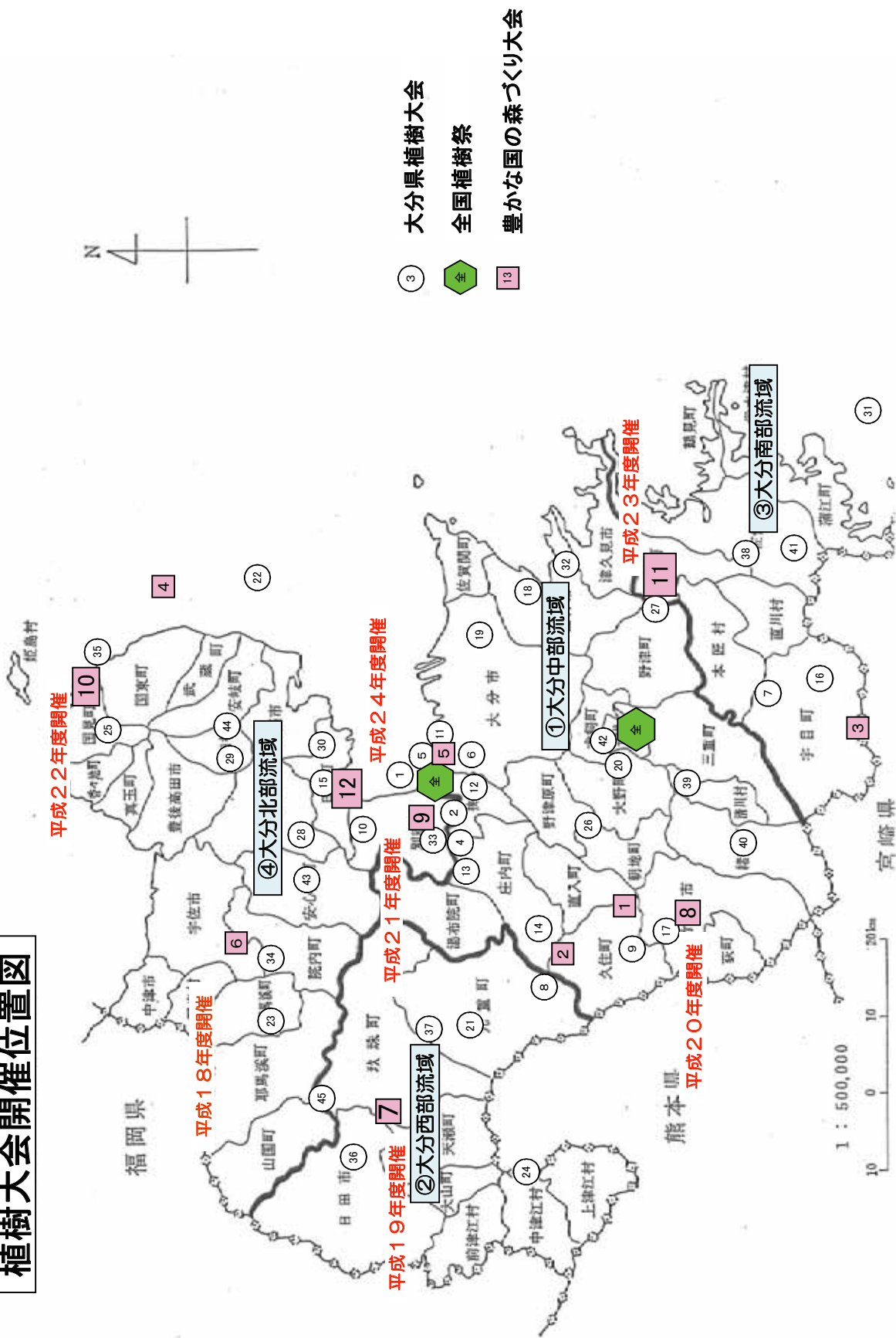
## 豊かな国の森づくり大会（大分県植樹大会）一覧表

回数	年度	大会名	開催地	開催年月日	大会テーマ
1	S.31	原野造林推進植樹大会	別府市扇山		
2	32	国連加盟記念原野造林促進植樹大会	〃 東山		
3	33	第9回全国植樹行事並びに国土緑化大会	〃 志高	S33. 4. 8	
4	34	皇太子殿下御結婚記念植樹大会	湯布院狭霧台	S34. 3. 25	
5	35	皇孫殿下御誕生記念植樹大会	別府市志高	S35. 4. 15	
6	36	緊急原野造林六ヶ年計画完遂記念植樹大会	〃	S36. 4. 20	
7	37	第2次原野造林推進植樹大会	三重町三国峠	S37. 4. 2	
8	38	筑後川上流高冷地帯原野造林推進植樹大会	九重町地蔵原	S38. 5. 11	
9	39	新産都水資源造成植樹大会	久住町字見台	S39. 4. 15	
10	40	駅館川流域水資源造成植樹大会	安心院町西の台	S40. 4. 16	
11	41	大分県国体みどりいっぱい推進植樹大会	別府市志高	S41. 4. 15	
12	42	第3次原野造林推進植樹大会	別府市雨乞	S42. 5. 12	
13	42	明治百年記念梅林園造成大会	湯布院町(雨天)	S43. 3. 9	
14	43	明治百年記念造林推進植樹大会	九重町朝日台	S43. 4. 24	
15	44	国土緑化運動20周年記念植樹大会	山香町久木野尾	S44. 4. 24	
16	45	低質広葉樹林地帯造林推進植樹大会	宇目町小野市	S45. 4. 24	
17	46	入会林野整備地造林植樹大会	久住町白丹	S46. 5. 15	
18	47	環境緑化促進植樹大会	大分市下戸次	S47. 5. 8	
19	48	都市緑化促進植樹大会	〃 志村	S48. 4. 20	
20	49	県民の森造成着工記念植樹大会	野津原町荷尾杵	S49.11. 8	
21	50	保安林整備促進植樹大会	玖珠町大原野	S50. 5. 15	
22	51	環境保全林整備促進植樹大会	武蔵町	S51. 4. 10	みどりと海、豊かな心
23	52	森林整備促進植樹大会	耶馬溪町	S52. 4. 28	育てよう 緑の県土
24	53	ふるさと環境整備促進植樹大会	前津江村	S53. 5. 10	緑と 水の ふるさとづくり
25	54	国際児童年記念緑化植樹大会	香々地町	S54. 5. 11	育てよう 緑の自然と 明るい子ども
26	55	国土緑化運動30周年記念植樹大会	直入町	S55. 4. 25	くぬぎ植え 伸ばそう郷土の 特産品
27	56	緑のふるさとづくり植樹大会	野津町	S56.10.28	育てよう 緑と水の ふるさとを
28	57	野鳥の森づくり植樹大会	安心院町	S57.11.29	育もう 緑の野鳥の ふるさとを
29	58	豊の国づくり推進植樹大会	豊後高田市(雨天)	S58.10. 8	くぬぎ植え つくろう緑 伸ばそうしいたけ
30	59	緑と水の森づくり植樹大会	山香町	S59. 4. 24	育てよう 愛の芽、花の芽、緑の芽
31	60	国際森林年記念ふるさとの森づくり植樹大会	蒲江町	S60. 4. 17	守ろう緑 つくろう緑
32	61	国民参加の森林づくり推進植樹大会	白杵市	S61. 5. 21	育てよう 森林の文化と 豊かな心
33	62	21世紀の森林づくり植樹大会	湯布院町	S62. 5. 22	豊かな緑を 未来に託して
34	63	ふれあいの森林づくり植樹大会	本耶馬溪町	S63. 4. 27	四季の色 緑がつくる豊の国
35	H. 1	「みどりの日」制定記念植樹大会	国見町	H 1. 4. 21	広げよう 緑を守る 豊かな心
36	2	みどりと水のふるさとづくり植樹大会	日田市	H 2. 4. 26	広げよう 花と緑の 町づくり
37	3	みどりと童話の里づくり植樹大会	玖珠町	H 3. 5. 23	明日を生む 緑と花の 豊の国
38	4	みどりとホテルの里づくり植樹大会	本匠村	H 4. 5. 25	まもろうよ 世界の緑 ほくたちで
39	5	やすらぎと芸術の里づくり植樹大会	朝地町	H 5. 4. 20	大切に 花と緑と ふるさとを
40	6	荒城の月と名水の里づくり植樹大会	竹田市	H 6. 4. 21	守ろうよ 緑は地球の たからもの
41	7	憩いの森林の里づくり植樹大会	直川村	H 7. 5. 25	残したい きれいな水と緑の木
42	8	緑と香りの森林づくり植樹大会	野津原町	H 8. 5. 16	育てよう 大地に緑 心にみどり
43	9	緑萌え人のほほえむ石橋の里づくり植樹大会	院内町	H 9. 4. 25	ふるさにと 花と緑の やすらぎを
44	10	みどりと仏の里づくり植樹大会	豊後高田市	H10. 4. 24	ふやそうよ 緑の自然と 四季の花
45	11	21世紀へ緑あふれる万葉の里づくり植樹大会	山国町	H11. 5. 22	守ろうよ 緑の自然 未来の地球
	12	第51回全国植樹祭	大野町	H12. 4. 23	2000年 豊かな国の 森づくり
1	13	豊かな国の森づくり大会	久住町	H13. 5. 12	新世紀 緑の地球は アジアから
2	14	豊かな国の森づくり大会	九重町	H14. 5. 11	引き継ごう この緑を子どもたちへ
3	15	豊かな国の森づくり大会	宇目町	H15. 5. 24	この里で あなたと育てる 四季の森林
4	16	豊かな国の森づくり大会	国東町	H16. 5. 22	木を植えて 守ってこう 緑の大地と青い海
5	17	豊かな国の森づくり大会	別府市	H17. 5. 21	ボランティアの輪で支えよう ふるさとの森
6	18	豊かな国の森づくり大会	中津市	H18. 4. 22	むらとまち 強い絆で森づくり
7	19	豊かな国の森づくり大会	日田市	H19. 5. 19	水の郷 みんなで支える 森づくり
8	20	豊かな国の森づくり大会	竹田市	H20. 5. 17	名水を 育む大地の 森づくり
9	21	豊かな国の森づくり大会	由布市	H21.11.8	低炭素・グリーン社会は由布の森から
10	22	豊かな国の森づくり大会	国東市	H22.10.30	山と海 つなぐ手と手で 森づくり
11	23	豊かな国の森づくり大会	白杵市野津町	H23.11.12	里の四季、みんなで楽しむ森づくり
12	24	豊かな国の森づくり大会	杵築市	H24.11.10	大分の 未来を託す 森づくり

注) ○昭和31年～平成11年まで「大分県植樹大会」○平成12年「第51回全国植樹祭」○平成13年～「豊かな国の森づくり大会」



# 植樹大会開催位置図



- ③ 大分県植樹大会
- 全 全国植樹祭
- 13 豊かな国の森づくり大会

県花・県木および市町村の木・花の制定状況

(平成24年3月末現在)

県	木	花
大分県	豊後梅	豊後梅
市町村		
大分市	ホルトノキ	サザンカ
別府市	クスノキ・キンモクセイ	オオムラサキツツジ
中津市	クロガネモチ	キク
日田市	サザンカ	アヤメ
佐伯市	カシ	ヤマザクラ
臼杵市	カボス	サルビア
津久見市	ウバメガシ	タチバナ
竹田市	モミジ	ミヤマキリシマ
豊後高田市	かき	コスモス
杵築市	豊後梅	エビネ
宇佐市	イチイガシ	つつじ
豊後大野市	クヌギ	ポタンザクラ
由布市	アラカシ	コスモス
国東市	クスノキ	ナノハナ
姫島村	クロマツ	野路ギク
日出町	サザンカ	サザンカ
九重町	クヌギ	ミヤマキリシマ
玖珠町	クスノキ・ケヤキ	レンゲツツジ

## ○大分県環境緑化条例

昭和四十八年四月十六日  
大分県条例第十九号

大分県環境緑化条例をここに公布する。

### 大分県環境緑化条例

#### 目次

- 第一章 総則(第一条—第七条)
- 第二章 緑化基本計画の策定等(第八条・第九条)
- 第三章 県緑化地域等の指定(第十条—第十二条)
- 第四章 県緑化地域内等における行為の届出(第十三条)
- 第五章 緑化のための施策及び協定(第十四条—第二十二条)
- 第六章 雑則(第二十三条—第二十六条)

#### 附則

##### 第一章 総則

#### (目的)

第一条 この条例は、緑地の保全及び回復(以下「緑化」という。)に関し基本となる事項を定めるとともに、緑化の総合的な推進を図り、もって現在及び将来の県民の健康で快適な生活の確保に寄与することを目的とする。

#### (県の責務)

第二条 県は、緑化に関する施策を策定し、及びこれを実施しなければならない。

#### 第三条 削除

(平一一条例三六)

#### (事業者の責務)

第四条 事業者は、その事業活動の実施に当たつて環境の緑化に必要な措置を講ずるとともに、県が実施する緑化に関する施策に協力しなければならない。

(平一一条例三六・一部改正)

#### (県民の責務)

第五条 県民は、進んで自らの環境の緑化に努めるとともに、県が実施する緑化に関する施策に協力しなければならない。

(平一一条例三六・一部改正)

#### (緑化知識の普及等)

第六条 知事は、緑化に関する知識の普及及び意識の高揚を図るとともに、県民の緑化に関する活動の助長に努めなければならない。

#### (地域の開発等における配慮)

第七条 県は、地域の開発及び整備その他緑化に影響を及ぼすと認められる施策の策定及び実施に当たつては、緑地の適正な配置について、土地利用の上で最大の配慮をするものとする。

##### 第二章 緑化基本計画の策定等

#### (県緑化基本計画の策定)

第八条 知事は、国が実施する緑化の施策と相まって、緑化の総合的な推進を図るため、県緑化基本計画を策定しなければならない。

2 知事は、前項の基本計画を策定する場合には、あらかじめ、大分県環境審議会(以下「審議会」という。)の意見を聴かななければならない。

3 知事は、第一項の基本計画を策定したときは、これを公表しなければならない。

(昭四八条例三八・平一八条例一八・一部改正)

## 第九条 削除

(平一一条例三六)

### 第三章 県緑化地域等の指定

(県緑化地域の指定)

第十条 知事は、次の各号に掲げる地域のうち、特に緑化の必要があると認める区域を県緑化地域として指定することができる。

- 一 市街地を形成している地域又は近い将来市街化される可能性のある地域
- 二 市街地周辺地域
- 2 自然公園法(昭和三十二年法律第六十一号)第二条第一号に規定する自然公園の区域、自然環境保全法(昭四十七年法律第八十五号)第十四条第一項及び第二十二條第一項の規定により指定された原生自然環境保全地域及び自然環境保全地域の区域並びに大分県自然環境保全条例(昭四十七年大分県条例第三十八号)第二条第一項の規定により指定された県自然環境保全地域の区域は、県緑化地域の区域に含まれないものとする。
- 3 知事は、県緑化地域の指定をしようとするときは、あらかじめ、関係市町村長及び審議会の意見をきかなければならない。
- 4 知事は、県緑化地域を指定する場合には、その旨及びその区域を告示しなければならない。
- 5 県緑化地域の指定は、前項の規定による告示によつてその効力を生ずる。
- 6 知事は、県緑化地域を指定したときは、その旨をすみやかに関係市町村長に通知しなければならない。
- 7 前四項の規定は、県緑化地域の指定の解除及びその区域の変更について準用する。

(昭四八条例三八・一部改正)

(保護樹木等の指定)

第十一条 知事は、緑化に特に寄与すると認められる樹木又は樹木集団を特別保護樹木又は特別保護樹林(以下「保護樹木等」という。)に指定することができる。

- 2 知事は、保護樹木等の指定をしようとするときは、あらかじめ、その所有者(所有者の住所が明らかでないときは、その占有者。以下この条において同じ。)及び関係市町村長の意見をきかなければならない。
- 3 知事は、保護樹木等を指定したときは、その旨をすみやかに前項の所有者及び関係市町村長に通知しなければならない。
- 4 知事は、保護樹木等を指定したときは、その旨、名称及び位置をすみやかに告示しなければならない。
- 5 前三項の規定は、指定の解除について準用する。

(標識の設置)

第十二条 知事は、第十条第一項又は前条第一項の規定により県緑化地域又は保護樹木等を指定したときは、当該地域内又は当該保護樹木等の近傍若しくは樹林内にその旨を表示した標識を設けるものとする。

- 2 知事は、前項の規定により標識を設ける場合は、あらかじめ、当該標識を設けることとなる土地の所有者又は占有者にその旨を通知しなければならない。
- 3 何人も第一項の規定により設けられた標識を知事の承認を得ないで移転し、若しくは除去し、又は汚損し、若しくは損壊してはならない。

### 第四章 県緑化地域内等における行為の届出

(行為の届出)

第十三条 県緑化地域(森林法(昭二十六年法律第二百四十九号)第二十五条第一項の規定により指定された保安林の区域、都市計画法(昭四十三年法律第百号)第八条第一項第七号に規定する風致地区並びに都市緑地法(昭四十八年法律第七十二号)第五条に規

定する緑地保全地域及び同法第十二条第一項に規定する特別緑地保全地区の区域を除く。以下この章において同じ。)内において、次の各号に掲げる行為をしようとする者又は保護樹木等について現状を変更しようとする者は、あらかじめ、知事に届け出なければならない。

- 一 木竹を伐採すること。
- 二 宅地を造成し、土地を開墾し、その他土地の形質を変更すること。
- 2 知事は、前項の規定により届け出た者に対して、必要に応じ緑化に関する指導、勧告又は指示をすることができる。
- 3 次の各号に掲げる行為については、前二項の規定は、適用しない。
  - 一 非常災害のために必要な応急措置として行なう行為
  - 二 通常管理行為、軽易な行為その他の行為であつて、規則で定めるもの
  - 三 県緑化地域又は保護樹木等が指定され、又は県緑化地域の区域が拡張された際着手している行為
- 4 非常災害のために必要な応急措置として第一項各号に掲げる行為をした者又は保護樹木等について現状を変更した者は、その行為をした日から起算して十四日以内に、知事にその旨を届け出なければならない。

(平一三条例五二・一部改正)

#### 第五章 緑化のための施策及び協定

(県緑化地域内における緑地の保全等)

- 第十四条 知事は、県緑化地域内の緑地の保全又は保護樹木等の保護のために必要があると認めるときは、当該緑地又は当該保護樹木等の所有者又は占有者に対し、その保全又は保護に関して必要な指導及び助言を行ない、又はあらかじめ、当該緑地又は当該保護樹木等の所有者(所有者の住所が明らかでないときは、その占有者)の同意を得て、自ら保全又は保護のための措置を行なうことができる。
- 2 知事は、県緑化地域内の緑地の保全又は保護樹木等の保護を行なう者に対して、規則で定めるところにより、予算の範囲内において、その保全又は保護に要する経費の全部又は一部の助成その他必要な措置を行なうものとする。

(施設等の緑化)

- 第十五条 県は、その設置し、又は管理する公共施設(道路、河川、公園、公営住宅、学校、庁舎等の施設をいう。以下同じ。)について、知事が定める基準に従い、その緑化を推進しなければならない。
- 2 事務所又は事業所の所有者又は管理者は、知事の定める基準に達するよう当該敷地内の緑化に努めなければならない。

(平一一条例三六・一部改正)

#### 第十六条 削除

(平一一条例三六)

(市町村に対する援助)

- 第十七条 県は、市町村が県の施策に準じ、次に掲げる事業を実施する場合は、当該市町村に対して、予算の範囲内において、必要な財政上の助成又は技術上の援助を行うものとする。
- 一 樹木又は樹木の保全
  - 二 苗木の育成
  - 三 植樹の奨励
  - 四 前各号に掲げるもののほか、知事が特に認めるもの

(平一一条例三六・一部改正)

(事業者との緑化協定)

- 第十八条 知事は、緑化を推進するため必要がある場合は、事業者との間に緑化に関する

協定を結ぶものとする。

(緑化モデル地区の指定)

第十九条 知事は、住民が区域を定め、その区域内に所有し、又は管理する土地について、植樹、生けがきの造成等緑化に関する申合せをした場合でその申合せが規則で定める基準に適合していると認められる区域を、市町村長から、緑化モデル地区として推薦を受けることができる。

- 2 知事は、前項の規定により推薦された地区のうち、緑化の推進に有効であると認められるものを緑化モデル地区に指定するものとする。
- 3 知事は、前項の規定により指定した緑化モデル地区の住民に対して、樹種の選定及び樹木の育成指導を行うとともに、苗木の供給その他必要な措置を講じなければならない。  
(平一一条例三六・一部改正)

(大規模開発行為の届出)

第二十条 第十条第一項の規定により指定された県緑化地域の区域、第十一条第一項の規定により指定された保護樹木等に係る土地、森林法第二十五条第一項の規定により指定された保安林の区域、自然公園法第二条第一号に規定する自然公園の区域、都市計画法第八条第一項第七号に規定する風致地区、自然環境保全法第十四条第一項及び第二十二條第一項の規定により指定された原生自然環境保全地域及び自然環境保全地域の区域、都市緑地法第五条に規定する緑地保全地域及び同法第十二条第一項に規定する特別緑地保全地区の区域並びに大分県自然環境保全条例第二条第一項の規定により指定された県自然環境保全地域の区域以外の区域において、宅地の造成、遊園地の建設その他規則で定める行為で、その規模が規則で定める規模以上のものをしようとする者は、その行為に着手しようとする日の六十日前までに、知事にその旨を届け出なければならない。

- 2 知事は、前項の届出があつた場合において、緑化のため必要があると認めるときは、当該届出をした者に対し、必要な助言又は勧告をすることができる。  
(平一三条例五二・一部改正)

(苗木等の供給)

第二十一条 県は、緑化の推進に要する種子、苗木、成木及び芝の円滑な供給を図るため、適切な措置を講じなければならない。

(みどりの巡視員)

第二十二条 県に、みどりの巡視員(以下「巡視員」という。)を置くことができる。

- 2 巡視員は、知事が市町村長の意見を聞いて委嘱する。
- 3 巡視員は、緑化に関する運動を進めるとともに、緑化を阻害する事実について、知事に報告するものとする。
- 4 前二項に定めるもののほか、巡視員に関し必要な事項は、規則で定める。

(平一一条例三六・一部改正)

## 第六章 雑則

(実地調査)

第二十三条 知事は、県緑化地域の指定若しくは区域の変更、保護樹木等の指定又は県緑化地域内における保全その他緑化に関し、実地調査のため必要があるときは、その職員に、他人の土地に立ち入り、標識を設置させ、測量させ、その他必要な行為を行なわせることができる。

- 2 知事は、その職員に前項の規定による行為をさせようとするときは、あらかじめ、土地の所有者(所有者の住所が明らかでないときは、その占有者。以下この条において同じ。)及び占有者にその旨を通知し、意見書を提出する機会を与えなければならない。
- 3 第一項の職員は、日出前及び日没後においては、宅地又はかき、さく等で囲まれた土地に立ち入ってはならない。
- 4 第一項の職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人から請求があつたときは、

これを提示しなければならない。

- 5 土地の所有者又は占有者は、正当な理由がない限り、第一項の規定による立入りその他の行為を拒み、又は妨げてはならない。

(国等に関する特例)

第二十四条 国の機関、地方公共団体又は規則で定める公団等(以下この条において「国等」という。)が行う行為については、第十三条第一項及び第二十条第一項の届出は要しない。この場合において、当該国等は、その行為をしようとするときは、あらかじめ、その旨を知事に通知しなければならない。

(昭六二条例一一・一部改正)

(適用除外)

第二十五条 第十条第一項及び第二十条第一項の規定は、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の二十二第一項の中核市の区域については、適用しない。

(平一三条例五二・追加)

(委任)

第二十六条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(平一三条例五二・旧第二五条線下)

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例の施行の際、現に第二十条第一項の行為に着手している者は、この条例の施行の日から起算して十四日以内に、知事にその旨を届け出なければならない。
- 3 この条例の施行の日から七十日以内に第二十条第一項の届出を要する行為に着手しようとする者についての同条の適用については、同条中「その行為に着手しようとする日の六十日前までに」とあるのは「あらかじめ」とする。

附 則(昭和四八年条例第三八号)抄

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和六二年条例第一一号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成一一年条例第三六号)抄

- 1 この条例は、平成十二年四月一日から施行する。

附 則(平成一三年条例第五二号)

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。  
(経過措置)
- 2 改正前の大分県環境緑化条例第十条第一項の規定による県緑化地域の区域の指定のうち、地方自治法第二百五十二条の二十二第一項の中核市の区域に係る指定は、改正後の大分県環境緑化条例第十条第七項において準用する同条第三項から第六項までの規定にかかわらず、この条例の施行の日に、その効力を失う。

附 則(平成一八年条例第一八号)抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成十八年四月一日から施行する。

附 則(平成二〇年条例第一六号) この条例は、公布の日から施行する。H20.3.28

大分県環境緑化条例施行規則をここに公布する。

大分県環境緑化条例施行規則

(趣旨)

第一条 この規則は、大分県環境緑化条例(昭和四十八年大分県条例第十九号。以下「条例」という。)の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(県緑化地域等の標識)

第二条 条例第十二条第一項に規定する標識は、県緑化地域に係るものにあつては第一号様式、保護樹木等に係るものにあつては第二号様式によるものとする。

(行為の届出)

第三条 条例第十三条第一項の届出は、県緑化地域内等行為届出書(第三号様式)に付近位置図その他知事が必要と認める書類を添えてしなければならない。

(届出を要しない行為)

第四条 条例第十三条第三項第二号の規則で定める行為は、次の各号の区分に応じ、当該各号に掲げるものとする。

一 県緑化地域

イ 次に掲げる木竹の伐採

- (1) 間伐、枝打ち、整枝等木竹の保育のために通常行われる木竹の伐採
- (2) 枯損した木竹又は危険な木竹の伐採
- (3) 仮植した木竹の伐採

ロ 次に掲げる宅地の造成、土地の開墾その他土地の形質の変更

- (1) 農業、林業又は漁業を営むために通常行われる土地の形質の変更
- (2) 建築物の存する敷地内で行う土地の形質の変更
- (3) 面積が六十平方メートル以下の土地の形質の変更で、高さが一・五メートルを超えるのりを生ずる切土又は盛土を伴わないもの

ハ 法令又はこれに基づく処分による義務の履行として行う行為

二 保護樹木等

樹木の保育を目的として通常行われる行為及び前号ハに掲げる行為

(平一二規則二八・一部改正)

(応急措置の届出)

第五条 条例第十三条第四項の届出は、非常災害応急措置届出書(第四号様式)によつてしなければならない。

(台帳の作成)

第六条 知事は、県緑化地域及び保護樹木等を指定したときは、台帳を作成するものとする。

(経費の助成)

第七条 条例第十四条第二項の経費の助成は、大分県緑化地域内等保全事業費補助金を交付して行う。

2 前項の補助金の交付の対象となる経費は、木竹等の保育及び植栽に要する経費とする。

(平一二規則二八・一部改正)

(緑化モデル地区の基準等)

第八条 条例第十九条第一項の規則で定める基準は、次の各号に掲げるものとする。

- 一 申合せの区域の面積が、おおむね一ヘクタール以上であること。
- 二 申合せが関係住民の大多数の積極的合意のうえに成り立っていること。
- 三 県又は市町村が既に緑化に関する計画を策定している場合は、申合せの内容がその計画に適合していること。

(平一二規則二八・一部改正)

(大規模開発行為の届出)

第九条 条例第二十条第一項の規則で定める行為は、ゴルフ場の建設、自然動物園の建設、墓園の建設及び駐車場の建設とする。

2 条例第二十条第一項の規則で定める規模は、次の表の上欄に掲げる行為ごとにそれぞれ下欄に掲げるものとする。

宅地の造成、遊園地の建設、ゴルフ場の建設及び自然動物園の建設	5ヘクタール
墓園の建設及び駐車場の建設	1ヘクタール

3 条例第二十条第一項の届出は、大規模開発行為届出書(第五号様式)に付近位置図、平面図その他知事が必要と認める書類を添えてしなければならない。

(みどりの巡視員)

第十条 条例第二十二条第一項の巡視員は、次の各号に掲げる条件を備えていなければならない。

- 一 植樹及び木竹の保育に関し、相当程度の知識を有していること。
- 二 環境緑化の推進に関し、熱意と指導力があると認められること。



- 2 巡視員の人員及び配置については、知事が別に定める。
- 3 巡視員の任期は、二年とする。ただし、再任を妨げない。
- 4 知事は、条例第二十二條第二項の規定により巡視員を委嘱したときは、みどりの巡視員証(第六号様式)を交付するものとする。

(身分証明書)

第十一條 条例第二十三條第四項の証明書は、身分証明書(第七号様式)とする。

(行為の通知等)

第十二條 条例第二十四條の規則で定める公団等は、次に掲げるものとする。

- 一 独立行政法人都市再生機構
- 二 独立行政法人森林総合研究所
- 三 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構
- 四 独立行政法人労働者健康福祉機構
- 五 独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構
- 六 独立行政法人環境再生保全機構
- 七 独立行政法人中小企業基盤整備機構
- 八 独立行政法人水資源機構
- 九 土地開発公社
- 十 地方住宅供給公社
- 十一 地方道路公社

2 条例第二十四條の通知は、県緑化地域内等行為通知書(第八号様式)によつてしなければならない。

(昭六二規則四〇・平一二規則二八・平一八規則四九・平一九規則七五・平二〇規則七〇・平二三規則四二・一部改正)

(書類の経由)

第十三條 条例又はこの規則により知事に提出する書類は、当該行為地を管轄する振興局長を経由しなければならない。

(平二規則二一・平一八規則四九・一部改正)

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(昭和六二年規則第四〇号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成二年規則第二一号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成六年規則第二二号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成一二年規則第二八号)

この規則は、平成十二年四月一日から施行する。

附 則(平成一八年規則第四九号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成一九年規則第七五号)

この規則は、公布の日から施行する。

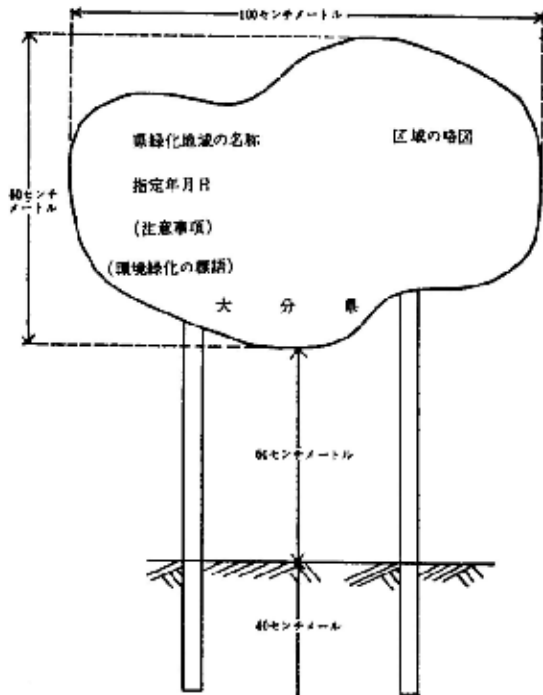
附 則(平成二〇年規則第七〇号)

この規則は、公布の日から施行する。

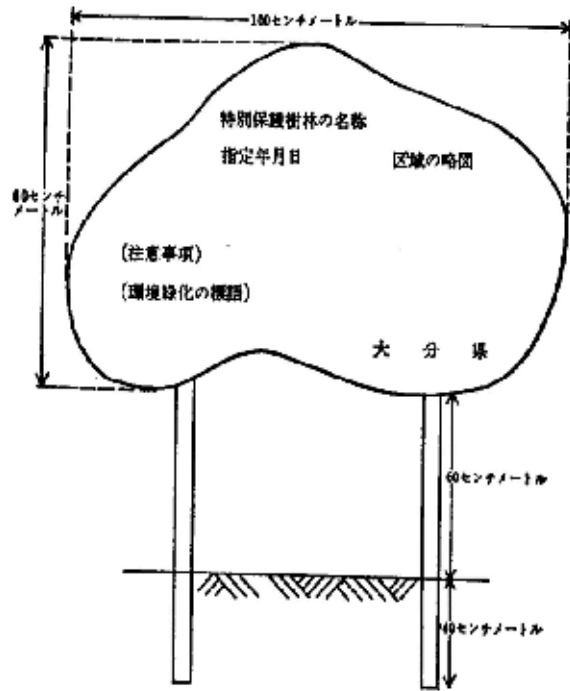
附 則(平成二三年規則第四二号)

この規則は、公布の日から施行する。

第1号様式  
(例示)



第2号様式(イ)  
(例示)



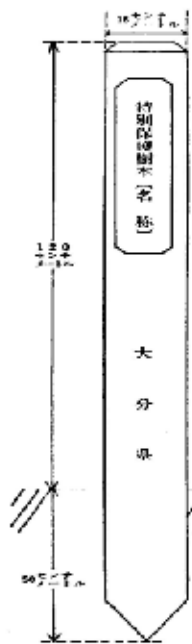
備考

- 1 標識の大きさ及び高さは、おおむね上図に示した長さとする。ただし、意匠及び色彩については、景観等との調和を保つよう配慮して定めるものとする。
- 2 標識には、県緑化地域の名称、区域の略図、指定年月日及び大分県の名称を記載し、必要に応じて注意事項、環境緑化の標語等を記載するものとする。

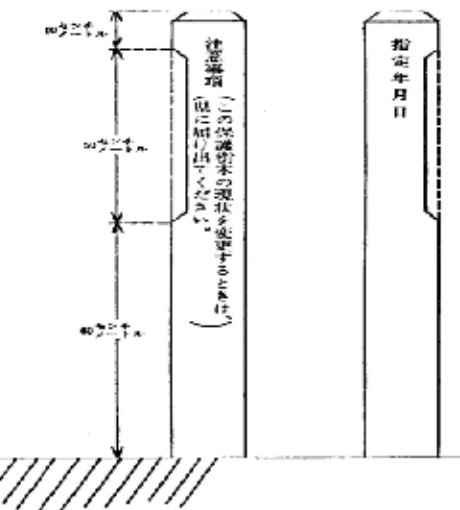
備考

- 1 標識の大きさ及び高さは、おおむね上図に示した長さとする。ただし、意匠及び色彩については、景観等との調和を保つよう配慮して定めるものとする。
- 2 標識には、特別保護樹林の名称、区域の略図、指定年月日及び大分県の名称を記載し、必要に応じて注意事項、環境緑化の標語等を記載するものとする。

第2号様式(ロ)  
(正面)



(側面)



第3号様式  
(平2規則21・平6規則22・平12規則28・一部改正)

県緑化地域内等行為届出書  <div style="text-align: right; margin-right: 100px;">年 月 日</div> 大分県知事 殿  <div style="text-align: right; margin-right: 50px;">届出者 住所 氏名 印</div>
特別保護樹木(林)について
県緑化地域内において次のとおり行為を行うので、大分県環境緑化条例第13条第1項の規定により届け出ます。
1 行為の種類 2 行為の目的 3 行為をしようとする場所の所在地 4 行為の規模(面積、数量、高さ等)及び施行方法の概要 5 行為の開始及び終了の予定期日 6 当該行為に係る他法令の許可、認可、届出等の種別及びその提出年月日

- 注 1 氏名(法人にあつては、代表者氏名)を記載し、押印することに代えて、自署することができる。  
 2 付近位置図(行為をしようとする場所及び行為の規模の概要を表示した図面)を添付すること。

第4号様式  
(平2規則21・平6規則22・平12規則28・一部改正)

非常災害応急措置届出書  <div style="text-align: right; margin-right: 100px;">年 月 日</div> 大分県知事 殿  <div style="text-align: right; margin-right: 50px;">届出者 住所 氏名 印</div>
特別保護樹木(林)について
県緑化地域内において次のとおり行為を行ったので、大分県環境緑化条例第13条第4項の規定により届け出ます。
1 行為の種類 2 行為を実施した理由 3 行為をした場所の所在地 4 行為の規模(面積、数量、高さ等)及び施行方法の概要 5 行為の開始及び終了期日

- 注 氏名(法人にあつては、代表者氏名)を記載し、押印することに代えて、自署することができる。

第5号様式  
(平2規則21・平6規則22・平12規則28・一部改正)

大規模開発行為届出書		
		年 月 日
大分県知事	殿	
		届出者 住所 氏名 印
<p>次のとおり大規模開発行為をするので、大分県環境緑化条例第20条第1項の規定により届け出ます。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 行為の種類</li> <li>2 行為の目的</li> <li>3 行為をしようとする場所の所在地</li> <li>4 行為の規模(面積、数量、高さ等)及び施行方法の概要</li> <li>5 行為の開始及び終了の予定期日</li> <li>6 当該行為に係る他法令の許可、認可、届出等の種別及びその提出年月日</li> </ol>		

- 注 1 氏名(法人にあつては、代表者氏名)を記載し、押印すること  
に代えて、自署することができる。
- 2 付近位置図(行為をしようとする場所及び行為の規模の概  
要を表示した図面)及び平面図を添付すること。

第6号様式  
(表面)

<p>第 号 みどりの巡視員証 住所 氏名</p> <p>明 生年月日 大 年 月 日 昭</p> <p>上記の者は、大分県環境緑化条例第22条第2項の規定 に基づき委嘱したみどりの巡視員であることを証明す る。</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>大分県知事 印 有効期限 年 月 日</p>
------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

(裏面)

<p style="text-align: center;">注意事項</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 執務中は、常に本証を携帯しなければならない。</li> <li>2 関係人の請求があつた場合は、本証を提示しな なければならない。</li> <li>3 本証は、犯罪捜査のために使用してはならない。</li> <li>4 みどりの巡視員でなくなつたときは、直ちに本 証を返さなければならない。</li> </ol>
--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

- 注 1 縦6センチメートル、横9センチメートルとすること。
- 2 緑色刷りとすること。

第7号様式  
(平12規則28・一部改正)  
(表面)

第 号 身分証明書	所属部課名 職名 氏名
	生年月日
上記の者は、大分県環境緑化条例第23条第1項の規定に基づき実地調査のため、他人の土地に立ち入り、標識の設置、測量その他必要な行為を行う権限を有する者であることを証明する。 年 月 日	
大分県知事	印
有効期限	年 月 日

(裏面)

注意事項
1 執務中は、常に本証を携帯しなければならない。
2 関係人の請求があつた場合は、本証を提示しなければならない。
3 本証は、犯罪捜査のために使用してはならない。

注 縦6センチメートル、横9センチメートルとすること。

第8号様式  
(平2規則21・平6規則22・平12規則28・平18規則49・一部改正)

県緑化地域内等行為通知書	
年 月 日	
大分県知事 殿	
通知者 住所 名称 代表者の氏名 印	
次のとおり、県緑化地域内において行為 特別保護樹木(林)について行為 大規模開発行為	を行うので、大分県環境緑化条例 第24条の規定により通知しま す。
1 行為の種類 2 行為の目的 3 行為をしようとする場所の所在地 4 行為の内容 別添計画図書のとおり 5 行為の開始及び終了の予定期日 6 当該行為に係る他法令の協議、通知の種別	

- 注 1 代表者の氏名を記載し、押印することに代えて、自署することができる。
- 2 本書2通を振興局長を経由して提出すること。

## 目 次

はじめに	1
第1章 計画の策定にあたって	
1 みどりの必要性	5
2 みどりを取り巻く現状と課題	6
3 計画策定基本方針	9
4 目標指標	10
第2章 基本計画	11
1 みどりの保全	
(1) 緑地の保全	
① 公共緑地の保全	14
② 環境緑地の保全	17
③ 民間施設の緑化推進	19
④ 樹木・樹林の保全	21
(2) 森林の保全	
① 環境を守る森林整備	23
2 みどりの利用	
(1) 整備された森林等の利用	
① 県民の森の利用	26
② 「おおいた百年の森」の利用	27
③ 「子どもの森」の利用	27
3 県民総参加のみどりづくり	
(1) 県民総参加の運動推進	
① 緑化運動の推進	29
② 森林づくり運動の推進	31
(2) 緑化・森林環境教育の推進	
① 学校・地域での森林環境教育の推進	34
② 森林づくり活動リーダーの育成	36
③ 指導者の育成・活用	37
(3) 推進体制の整備	
① 連携・機能強化	38
参考資料	41

